

## 平成14年度 第1回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成14年7月22日(月) 13時30分～19時30分

2 場 所 勤労者福祉会館 講堂

3 出席者

(1) 委員

木本委員長、速水副委員長、浦山委員、大森委員、林委員、福島委員

(2) 事務局

県土整備部

県土整備部長、公共事業総合調整分野総括M、事業評価・システム開発TM 他  
農林水産商工部

担い手・基盤整備分野総括M、地域活力づくり分野総括M、農業基盤整備TM、むらの活力づくり支援TM 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業総合調整分野総括M)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から平成14年度第1回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。本日は7名の委員中6名の委員のご出席をたまり、三重県公共事業再評価審査委員会条例第6条の2に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。私は三重県公共事業再評価審査委員会の事務局を担当しております、県土整備部の総括マネージャーでございます。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、会議に入らせていただきます。会議にあたりましてまず初めに三重県公共事業総合推進本部副本部長であります県土整備部長からご挨拶申し上げます。

(県土整備部長)

ただ今ご紹介にあずかりました三重県公共事業総合推進本部の担当をやっております吉兼でございます。本務は県土整備部の担当でございますが、委員の皆様方には新しく入った方もいらっしゃると思いますが、昨年は非常に熱心なご討議ありがとうございます。またいよいよ今年も今日からこの再評価審査委員会を進めさせていただきます。非常に皆さん方の熱心なご討議、われわれも非常に敬意と恐縮をする次第でございますが、非常に私ども公共事業厳しい中で、県民の理解を得て進めていかなければならないというためには、この皆さん方のご意見を踏まえた再評価というのは、不可欠なステップになっております。そ

ういう意味でぜひよろしくお願ひしたいと思います。

若干ちょっとお時間をお借りしまして、最近の情勢も含めて、ご挨拶とさせていただきますと思いますが。特に今の公共事業につきましては、先月 17 日に発表された国の地方分権推進協議会の事業事務のあり方に関する中間報告というのがございまして、その中でこういうふうに述べられております。国と地方が協調して全国的な水準の向上を目指す体制と決別し、社会資本の管理主体が個別事業ごとのニーズや費用対効果に基づき、事業の要否を自らの責任において判断し、事業を執行する体制を確立していくべきであると述べられております。これはある面では非常に先進的な指摘ではございますが、基本的な流れはこうだと思ひます。従来のように国の決まりとかそういうもので決められたものに従えば良いという時代ではなくて、実際われわれのように公共事業を執行する者が責任を持って一般の県民、住民に説明できるような進め方をしていかなければならないというのが、改めて認識されてきたわけでございます。

そういう中で国と地方との役割分担というのが、非常に重要な課題になっていると認識しております。本県におきましても、これまでも独自に公共事業の改革に取り組んできたところでございます。前にもご説明させていただきましたように、今回平成 14 年度今年度の新規事業採択で従来ご説明してまいりました公共事業評価システムを施行させていただきました。特に今年は厳しい財政状況でございまして、その中でより効果的、効率的な整備を進めていきたいと考えておひまして、このようなシステムを適用したわけでございます。しかしながら、なかなか従来このシステムでは継続事業というのは、基本的にもう既に了解が得られた事業であるから、クオリティを上へあげて自動的に進めていくということで、システムの中でも位置付けたんですが、非常にこれだけ予算が厳しくなると、継続事業であってもかなり選別をしていかなければならないということ、今回認識しております。

そういう意味で継続事業は 5 年経ったものは、この再評価委員会で評価をいただくわけですが、毎年毎年の予算の箇所付けというか、予算の検討の中においても、継続事業だから必ずしも来年自動的にやるというわけではなくて、やはりその中でもこの再評価委員会のご議論があるようなことも踏まえて、より分かりやすい選別をしていかなければならないかなと思ひたりしております。また公共事業の実施の仕方についても、いろいろ委員の皆様方からしばしばご意見いただいておりますが、昨年度来、入札契約制度検討会議というのを進めさせていただきますして、それに基づいて今現在入札契約制度の改革をこの 6 月から県の事業において進めているところでございます。これもいわゆる公共事業の発注プロセス、または公共事業の契約プロセス、また公共事業の実施プロセス、そのやり方をより客観性、競争性を高めるためにさまざまな見直しに取り組んでいるところでございます。

一方公共事業につきましては、これは社会資本を整備していくという重要な役割を担っているわけですが、それらを取り巻く環境が、皆さんもご承知のとおりここ 10 年来大きく変わっております。いわゆる説明責任が果たされていないなどの指摘を受けたりとか、より無駄な公共事業をやっているとか、そういうものから公共事業に対する不信感が非常に根強くあります。また最近ではいろいろ中央政界、またいろんな地方ごとに未だにやはり収賄とかそういうような不祥事が続いております。そういうのも含めて公共事業の不信感というのは依然として根強く、私どもとしては何とかこの不信感を払拭して、公共事業

そのものというのは本来は住民県民の生活を豊かにするためにある、非常に喜ばれる事業であるという自負を持っているわけですが、それをちゃんと理解していただくように努力していきたいと思っております。

公共事業の中には事業着工以来非常に長い時間要するものがあるのも事実ですし、社会経済情勢の中で住民ニーズに合っているかとか、事業目的は妥当かということ等を常にチェックすることが重要でございます。こうした観点から公共事業の効率性とかその実施過程の透明性を一層向上させるために、このような再評価を行って、必要な見直しを行っていくというのが、この平成10年度から導入しましたこの再評価審査委員会でございます。再評価の実施にあたりましては、行政内部の評価ではだめだということから、県が作成しました対応方針に対しまして、外部からのご意見を聞かせていただくことが非常に重要ということで、この再評価委員会今日お集まりの皆様方の委員会をまた今年も始めさせていただきます。

先ほど申しましたように、この委員会はもう既に4ヵ年経過いたしました。昨年度2期4年間に渡って非常にご苦勞いただきました渡辺委員長、また青木委員がご退任されまして、新しく本日から津商工会議所の林先生、また三重大学の浦山先生にご就任いただきました。また後ほど事務局からご紹介させていただきますが、何卒お2人の委員の方々もぜひ今までの経緯をご理解いただきながら、ぜひご協力をいただきますようによろしくお願ひしたいと思います。また残る木本先生を始め4名の各委員の方々には4年間、また大森委員におかれましては1昨年度から2年間ということで、ご多忙のところ非常に熱心にご審議いただき、また有益な意見をいただいたこととさせていただきます。いずれの方々も何卒引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

最後に若干今年度の予定も含めてお話をさせていただきますと、昨年度は9回に渡って委員会を開催させていただきました。非常に長い時間に渡って熱心なご審議をいただいたわけとさせていただきます。その結果、農林水産所管事業8事業のうち、6事業継続、2事業を中止と。また国土交通省所管の12事業のうち11事業継続、また1事業中止というご答申をいただきました。しかしながら継続とご了承いただいた事業につきましても、単に従前の取組をご了承いただいたということではなくて、委員会の審議の中からさまざまな現代の新しい視点からのご指摘をいただいたところとさせていただきます。私どもとしてはその1つ1つのご指摘に対して真摯に受け止めまして、今後の事業に十分反映させていきまして、前例前習にとらわれない不断の見直しを怠らないように、これからも心掛けていきたいと思っております。

先ほども申しましたように、三重県の財政状況非常に厳しくございます。平成15年度も引き続き県税収入の減収が予想されまして、一方交債費との事務的経費の大幅な増加から大変厳しい状況が予想されております。そうした中だからこそ、より一層公共事業の見直しを進めていく必要があるとわれわれも考えております。今後もこの公共事業再評価システムを委員の皆様方の意見をいただきながら、より充実させ公共事業の客観性、透明性の一層向上に図っていきたいと思っております。またその結果、三重県が進めております生活者起点の社会資本の整備につながるようにしていきたいと思っております。

こうした観点から今年度につきましても、後ほど事務局のほうから具体的に個々の事業については説明させていただきますが、多くの再評価対象事業の審議と、また今年度新た

にいわゆる事後評価と言いまして、既に供用、出来上がったものが本当に役に立っているのかということ、また皆さん方のような第三者、県民の視点でご評価いただいて、われわれがやってきた公共事業を根本的なところから見直す糧にしていきたいと思いまして。そういう事後評価の施行ということも、今考えているところでございます。これについてもよろしくご審議をいただきたいと思いまします。

いずれにしても委員の皆様方、それぞれ非常にお忙しいお立場のお方だとは思いましますが、何卒出来る限り私どもの今まで言ったような主旨のご理解、ご賛同をいただきまして、少しでも時間をおさきいただき、有益な有意義な意見を述べていただければ非常に幸いと考えている次第でございまします。若干長くなりましたが、以上を持ちまして冒頭の挨拶に代えさせていただきます。どうか本年度もよろしくお願いましいと思いまします。

(公共事業総合調整分野総括M)

ありがとうございました。続きまして先ほど県土整備部長の挨拶にもありましたが、委員の交代がございましたので、改めましてここで各委員のご紹介をさせていただきます。お手元の資料3、赤いインデックスの3ございましますが、委員名簿にしたがいまして紹介させていただきます。まず新たにご就任いただきました、三重大学工学部教授の浦山委員です。次に大森委員でございまします。次に木本委員でございまします。次に新たにご就任いただきました津商工会議所専務理事の林委員でございまします。次に速水委員でございまします。最後に福島委員でございまします。なお本日は三重大学の朴委員におかれましては、ご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして事務局側の職員の紹介をさせていただきます。県土整備部長の吉兼でございまします。農林水産商工部総括マネージャーの川合でございまします。同じく梅村でございまします。県土整備部事業評価システム開発チーム、チームマネージャーの宮崎でございまします。農林水産商工部農業基盤整備チーム、チームマネージャーの小出でございまします。農林水産商工部むらの活力づくり支援チーム、チームマネージャーの飯田でございまします。その他事務局の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いまし申し上げます。

それでは議事次第にしたがいまして審議に入ります前に、2年の任期を2期合計4年間に渡り委員長をしていただきました渡辺委員長が退任されましたので、三重県公共事業再評価審査委員会条例第5条によりまして、新たに委員長の選任をしていただかなくてはなりません、いかがいたしまししょうか。条例上は互選となっておりますが。

(各委員)

(副委員長を推薦の声あり)

(公共事業総合調整分野総括M)

副委員長の木本先生というお声でございましますが、いかがでございまししょう。よろしいということで、ご異議がないようございましますので、木本先生に委員長をお受けいただきたいと存じますが、よろしいでございまししょうか。

それでは木本先生に重責のご苦勞をおかけいたしますが、委員長をお受けいただきたいと存じます。先生におかれましては今期2年間よろしくお願いましいいたします。それでは再評

価審査委員会条例第6条に基づきまして、会議の議長をお願いいたします。先生、議長席のほうへよろしく申し上げます。それでは先生、ご挨拶をよろしく申し上げます。

(委員長)

失礼しました。ご推挙いただきました木本でございます。前の2期渡辺委員長非常に見事なまとめぶり心服でございました。横で伺っております、非常に感銘を受けた次第なんですけど、今回私も出来る限り皆様の期待に沿えるような進行でまいりたいと思います。のっけからなんですけれども、ちょっと私考えたんですが、意見書なんですけれども。今までは次回に意見書を出したということなのですが、もしよろしければ今日の審議は今日意見書出すという形で持っていきたいんですけど。突然ですがどんなもんでしょうか。はい、時間が許せば、もちろんそうです。ええ、原則だけ。すいません。突如なりたての者が妙なこと言い出しましたけれども、よろしく願い申し上げます。

それと同じく当委員会の5条ですけれども、副委員長も互選ということになっておりますけれども、この場で選出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

(各委員)

(委員長一任の声あり)

(委員長)

委員長が勝手に決めてもよろしいでしょうか。押し付け合いみたいになりますけれども、速水委員、お願いできますでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

それでは、速水委員をお願いいたしたいと思いますが、よろしく願い申し上げます。それでは事務局よろしく。

(公共事業総合調整分野総括M)

ありがとうございます。速水副委員長におかれましても、今期2年間よろしく願いいたします。ここで公共事業総合推進本部から委員の皆さんにお願いがありますので、若干お時間をいただき、事務局から説明をさせます。

(事業評価・システム開発TM)

ありがとうございます。それでは事業評価についてご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の委員会資料の赤いインデックスの6番ですが、開いていただけますか。三重県公共事業の評価制度について、簡単にご説明をさせていただきます。

県におきましては平成10年度から公共事業の再評価を実施いたしてまいりました。平成13年度からは事前評価であります三重県公共事業評価システムの試行をしてまいった

ところでございます。そして今年度につきましては事業の完了後の事業効果等を検証するという事で、事後評価の試行を導入いたしたいというふうに考えております。このようにして事前、事中、事後といった一連の評価サイクルの構築を図りまして、公共事業のより効果的、効率的な実施に努めたいと考えているところでございます。

このため今年の11月頃になろうかと思うんですが、この委員会の場で公共事業担当3部が評価する3つほどの事業を事後評価の試行ということで、審査をこの委員会をお願いをいたしまして、ご意見をいただきたいというふうに考えております。そしていただきましたご意見を来年度からの事後評価手法に反映をさせていきたいというふうに考えております。

それでは事後評価の概要につきまして、今試行要領案というのを作成をいたしました。1枚めくっていただきまして15頁でございますが、まず評価の目的でございますが、公共事業の効率性、実施過程の透明性、こういったものの確保及び向上を図るために、事業完了後の効果、周辺環境への影響等を確認しまして、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、他の評価手法等へ反映させていきたいというふうに考えております。手法の位置付けといたしましては、一部の事業を試行的に評価し、その結果を踏まえまして事後評価要領を今後定めていきたいというふうに考えております。対象といたしましては県が実施いたしました事業で、維持管理あるいは災害復旧こういったものを除く、事業完了後概ね5年を経過した事業を対象にいたしたいというふうに考えております。評価の視点につきましては、事業の効果、事業の環境面への配慮及び事業による環境変化、事業を巡る社会情勢の変化、県民の皆さん方のご意見、それから今後の事業課題、この5つの視点から評価を行っていきたいというふうに考えております。事業主体につきましては、事後評価書を作成をいたしまして、それらの評価書について公共事業再評価審査委員会のご意見をいただくことといたしまして、評価結果についてはまた公表をさせていただくというふうに考えておるところでございます。

また具体的な内容につきましては現在検討中でありまして、この試行を踏まえましていろいろご意見をいただきながら、事後評価試行に持っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

(公共事業総合調整分野総括M)

事後評価の試行につきましては、当委員会での審査のお願いでございますが、委員長いかがでしょうか。ご審査をいただくということで、お願いできますでしょうか。

(委員長)

委員の皆様、今事後審査についても当委員会という要請でございましたが、いかがでしょうか。ご質問とかご意見あれば頂戴したいのですが、どうぞ。

(委員)

当委員会ではまず試行の部分をやるという意味ですか。

(委員長)

いかがでしょうか。

(事業評価・システム開発 T M)

はい。今年度まず各部署で1件ずつくらい試行をやりまして、その試行結果に基きましてご意見をいただきたい。とりあえず試行について今回ご意見をいただく。それでまた本試行という形になりました時には、私どももまだ今回再評価条例というふうな格好をさせていただいている関係がございまして、三重県の条例改正を睨んだ形を将来考えていきたいということで、当面この試行についてお願いをいたしたいと、こういうことでございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員よろしいでしょうか、今試行ということで、どうぞ。

(委員)

そうですね。今再評価やって、これ今事後評価がくっついてくると、どのくらいの量になるかというのは、ちょっとあまり予想もつかないので、われわれがやれるかどうかというのは自信がまだないので。まず試行はそういう事後評価組織というのがまだございせんし、内部でもまだきっちり決まってないのであれば、この委員会でやることはちょっとおかしな話ではないかなというふうに理解しております。私としてはやってみなさいと言われるならばやってみます。

(委員長)

他の委員もおそらく同じようなことを考えられたと思うんですけども、いかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

実際の実施はだいたい何年先を考えていらっしゃるのか。

(事業評価・システム開発 T M)

本年度先ほども申しましたように3つぐらいの事業をいろいろご意見いただきながら、できましたら平成15年度から本格試行ができるようにマニュアルとかそういうものを整えていきたい。それと事後評価につきましては、今国のほうでもやはりその事業をやった後にきっちり検証して、次の新規採択とかあるいはそういうところに生かしていくことが非常に大切だなということで、国のほうも今マニュアルができつつあるといいですか、各それぞれの所管の省庁でやられておるようでございますので、それなんかも参考にしながら、できましたら早い時期に導入をしたいということで。私ども今目指しておりますのは、平成15年度にご意見をいただいた中で本格的に試行できるようなベースができればというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。ご意見、ご質問。どうぞ。

(委員)

この第6条を見ると、私どもは意見を述べればよいという役割になっていると思う。事後評価の目的として1条に評価手法へ反映をすることと書いてあるのですが、誰が責任持ってやらせるのかというのが少しわかりにくい。私たちが述べた意見が後どのように扱われるか少し分からないので、今ご説明いただきたいと思うのですが。

(委員長)

どうぞ。

(事業評価・システム開発TM)

はい、分かりました。現在再評価委員会でいただくご意見等につきましても、われわれ自らが評価をした、その評価手法あるいは評価の内容、これが適切であるかどうかということで、この再評価委員会でもご意見をいただくということになっております。それを受けまして、また三重県のほうで評価委員会のご意見を尊重するといいますが、大きく受け止めながら、今度は三重県のほうで公共事業総合推進本部というのがございます。副知事をトップにして、各部の部局長さんが入った組織でございますが。そこに掛けまして最終的にこの事業をどうしていくかという結論を出させていただきますのが、現在の再評価のシステムでございます。

これと同じような今、考え方で、事後評価につきましてもいただいたご意見等は公共事業総合推進本部でこういうこといただきましたということで、次の事業にどうやって生かしていこうかということの研究をさせていただくと。ただ再評価と違いますところは、事業がもう既に完了いたしておりますので、今更中止とかそういうことにはならないということで。あくまでもいただいたご意見を今後の新規採択をしていく事業であるとか、そういうところに生かしていきたいというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、いただいたご意見は公共事業総合推進本部というところの中で、県の組織の中で受け止めさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

(委員長)

委員、今のご説明でいかがでしょうか。ようございましょうか。他の委員の方、いかがでしょうか。1つ私のほうから質問があるんですが。3件ほど試行で挙げてこられるんですが、それはこの再評価委員会で挙がってきて完了した事業なのか、まったくそういうことじゃなくて任意に3件選んでこられるのか。そのあたりいかがでしょうか。

(事業評価・システム開発TM)

この再評価委員会、平成10年度から再評価いただきまして、それでちょうど5年目になるかと思うのですけれども。事業完了後5年目と申しますと、ほとんど今まで評価システムがなかった当時の事業でございます。したがってある程度循環が進んでくれば、委員長おっしゃるような形の中でその評価、今説明にも申しました3つの評価が循環的に



回ってくるのかと思うのですが、こういう過渡期でございますので、当面挙げさせていただく箇所については、各事業Tでいろいろ事業を検討しまして、多分一番効果等が評価しやすいもの、単体で終わったものとか、そういうのが非常に評価がしやすいということでございますので、そういう形になろうかと思えます。

今事務局でいろいろ検討しておる中では、各事業チームごとですね、事業をやっているチームごとに少なくとも1つはやりましょうよと。しかしそうなりますと、再評価委員会で試行をいろいろご検討、ご意見いただくにつきましてはかなりの数に上ってくるということで、そこまでご負担はかけられないだろうということで。それを絞りまして、いわゆる公共3部で1つずつ出していくくらいの、3つ程度でまず試行という形で検証をさせていただいたらどうかというふうに考えているところでございます。

(委員長)

それでは事後評価の試行につきましても、当委員会で審査するというので、事務局でよろしくご検討を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(公共事業総合調整分野総括M)

ありがとうございました。それでは詳細につきましては、事後評価の試行を審査する事前の委員会で改めて説明させるようにいたします。事務局、そういうことでよろしく申し上げます。ここでお断りいたします。県土整備部長が別途公務のために退席していただきます。どうぞご了承ください。それでは委員長、よろしく申し上げます。

(委員長)

それでは再評価対象事業の審議に入ります。まず本日の議事の進行について事務局からご説明お願いいたします。

(事業評価・システム開発TM)

それでは本日の議事の進行につきまして、ご説明をさせていただきます。ちょっとその前に資料番号につきまして、従前とちょっと違う方法を取らせていただきましたので、ご説明をさせていただきますと思います。昨年来委員の先生方からは、この番号の振り方についていろいろご意見をいただいたところでございまして。今回こういうふうにつけましたよということで、ご説明をさせていただきますと思います。資料の右上でございますが、四角い括弧で囲ってあるように連番をまず付けさせていただいております。連番はハイフンの左側が当該年度の再評価事業対象番号を示しております。例えば本日の県営農地開発事業であれば、資料の4番をちょっとめくっていただきたいと思うんですが。

資料の4に今年度予定をいたしております事業の一覧表を付けさせていただいております。それで1番から25番まで、これ県の事業でございまして付けさせていただいております。そのうちの16番を見ていただきたいと思いますが、県営農地開発事業ということで、これが16番でございます。それでこの16番をまず右上のハイフン左側にまず16の数字でございます。ハイフンの右側が各年度における連番、すなわち今回提出させていただきました資料につきましては、第1番目の資料であるということで1というふうにな

ってございます。それでまた事務局から提出いたします資料につきましては、ハイフンの左側の番号が0と。これは事務局から出たということでございます。それで市町村等の事業につきましては100番台の番号を付けさせていただくということで考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして平成14年度の第1回でございますので、今年度予定しております再評価事業につきましてご説明をさせていただきます。先ほども見ていただきましたが、お手元の資料のH14の0-1ということで、三重県公共事業再評価審査委員会の赤いインデックスを付けましたものの4番でございます。平成14年度の予定箇所表ということで、一覧表でございます。本年度は県の事業につきましては25箇所、それから市町村の事業について、めくっていただきまして8箇所、合計33箇所の再評価をお願いいたしたいというふうに考えております。

それでこの一番下の25番でございますが、工業用水道事業ということで、これが三重県企業庁の事業でございます。これも今年度から再評価の対象に挙がっていくということで、所管が経済産業省の工業用水道事業ということでございますが、これにつきましても再評価の対象に加えていただきたいと。それで恐れ入りますが、1枚めくっていただきまして、公共事業再評価実施要綱等付けておりますが、まだこの中には申し訳ないんですが、この企業庁の工業用水道の関係がまだ記載をされておられません。と申しますのは評価をいただく視点等、今現在詰めている段階でございます。出来次第この実施要綱ならびに別紙の1、2という部分を差し替えというと語弊になるんですが、出来次第また委員会にご説明をさせていただいて、新しいものに入れていくということを考えております。一応この工業用水道につきましては、第4回以降くらいに再評価をしていただくように考えておりますので、その節はよろしく願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。今事務局のほうから対象事業及びその資料の整理について。そして企業庁の事業も審査の対象に入る。それについては当委員会の要綱もいずれ添削行うという説明でございました。いかがでございましょう。今のご説明でご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい。それでは先ほどご説明ありましたように、本日は6案件の審査を行います。その見出しにございます、青い見出しのインデックスですが、20番の農免道路事業と21番の広域農道事業は一括して事務局からのご説明をいただきます。それ以外は1案件ごとに事務局のほうからご説明お願いいたします。

各委員にお願いですけれども、先ほど私の申しましたことに重複なんですけれども、本日の終了時刻概ね午後5時を予定いたしております。その中で6案件の説明、審議を行いまして、その後休憩をはさみます。出来る限り本日中に当委員会の意見書をまとめ上げたいと考えております。円滑な議事運営に対しまして、皆様のご協力をお願いいたします。先ほどもご意見ございましたように無理にまとめるということではございません。今までどおり再度ということであれば、当然再度ですけども、今日でまとめ得る意見書は今日でまとめるといって体制でまいりたいと思っております。よろしくご協力お願いいたします。

また説明者の方にもお願いしたいのですけれども、限られた時間でありまして、密度の濃い審査をいたしたいと存じております。出来るだけ簡潔に要所を的確に1案件10分

程度でご説明お願いいたします。

それでは事務局からご提示のありました順に、本日は 19 番からでございます。かんがい排水事業、鈴鹿川沿岸地区から事務局のご説明お願いいたします。よろしく。

#### 19 かんがい排水事業（鈴鹿川沿岸地区）鈴鹿市、楠町 （農業基盤整備 T M）

失礼いたします。農業基盤整備チームのマネージャーでございます。昨年度に引き続いて、どうぞよろしくをお願いいたしたいと思っております。私ども農業生産基盤に係る事業 4 件をご説明させていただきたいと思っております。それでは座って説明させていただきます。

まず 1 番目が、かんがい排水事業鈴鹿川沿岸地区でございます。ここに書いてございますように、豊かなみのりをもたらす命の水ということで、副題を付けてございます。ご存知の方も多いかと思っておりますが、このスライドの中で鈴鹿川の長太の大楠の光景でございます。この大楠は田園の真ん中に 1 つぽつんと立っていて非常に印象的な、そういう地区が今回ご説明させていただきます鈴鹿川沿岸地区でございます。

周辺がまさに自営地帯の農村地域でございます。ここは干ばつの被害を非常に受けておりまして、昭和 27 年から 41 年にかけて鈴鹿川に 2 つの頭首工と用水路の整備を実施し、その他補助整備事業とか用排水路の改良、さらには三重用水事業を実施して優良な農地を作り上げてまいってきたわけでございます。全体の位置でございますが、このパワーポイント見ていただきますように伊勢湾とそして鈴鹿川沿岸の第一頭首工、第二頭首工、そして今回われわれが事業実施しているパイプライン等がそこに書いてございます。このような位置関係。それで鈴鹿川が全体に通っておりまして、その右岸に広がる約 2100ha、この地域にかかるかんがい排水事業でございます。

それではこの事業が既に先ほど申し上げましたように、40 年の時間が経過いたしまして、当初に建設した用水路が非常に老朽化してきています。そしてまた漏水も顕著になってきています。補給水としての用水も末端まで行き届かないような状況になってきております。今回示させていただいてますのは、老朽化している水路、もしくは用排兼用でポンプを使っているわけでございますが、そのポンプも非常に老朽化してきている状況。そして右側は水門等が老朽化していて補修をしているところの状況。この写真を挙げさせていただきました。

この中で水質の悪化でございますが、市街化の進展に伴って生活排水とかごみの混入などによって水質が悪化してまいりまして、水路の周辺が建て込んでいるということから、維持管理も困難な状況になってきております。そんなことで平成 4 年から幹線用水路をパイプライン化にしよう。そして水管理を合理化して生活雑排水の混入を防ぎ、安定した量の用水を確保し、生産性を向上するというのでこの事業を実施計画したものでございます。この写真の中でございますのが、もうちょっと戻してください、はい、生活雑排水等が入り込んでいる、そこらへんの状況を示したものでございます。

続きまして事業でございますが、事業内容は先ほど少し重複しますが、鈴鹿川の第一頭首工、そして第二頭首工のそれぞれの下流部に加圧用の揚水ポンプを建設し、それからパイプラインで 23.1 km を農地へ送水しようとする計画でございます。ここで黄色で入れてございますのが平成 13 年度までに進捗した箇所。そして赤の箇所が平成 14 年度、今年実施

しようとしている箇所。そして平成 15 年度以降が青で表示しています。このような状況でございますが、そういう意味では、ほぼかなりの進捗を示しているということでございます。

事業のイメージは鈴鹿川の頭首工から取水して、ポンプ場を建設し、そしてそれを幹線水路、それが今回事業を実施しようとするものです。そこから各々の用水路、オープンフリームができておりまして、オープンフリームから各筆の用水へ配水しようとする。その部分の幹線の用水路を今回建設するものと、ポンプを建設するというのがメインのプログラムとなっております。末端 100ha まで実施しようというのが、この県営事業の規程でございます。

事業の進捗状況でございますが、平成 4 年度の着工以来当初平成 16 年度の工期を設定してまいりました。年平均約 6 億円の予算でほぼ順調に進めていたわけでございますが、市街地を通過する路線の工法検討等、完了工期を平成 16 年度ではちょっと難しいかなということで、平成 17 年度と今考えているところでございます。たまたま平成 6 年度は突出しているわけでございますが、平成 6 年度は企業庁の中勢用水事業と平行して事業を実施する部分がございます。そんなことで国土調整費をいただいて突出しているわけでございますが、あと事業日程的にはほぼ計画通りの順調な事業進捗を示しているのかなと考えてございます。

次に総事業費 82 億円ということで事業を実施しておりまして、13 年度から事業費ベースで申しますと約 73% 進んでおりまして、管路延長で申しますと 88% の進捗になっておりまして、先ほど申し上げましたように平成 17 年度に完了していきたいと考えております。本年度は第 2 ポンプ場が完成するというつもりでございます。そして平成 15 年度からは供用できるということになりますので、今示してございますこの地域がすべて完了すると、こういうことになって、これは受益面積で申しますと 1405ha でございまして、66% に相当する部分が平成 15 年度には効果を発現するという状況でございます。

事業の年度割でございますが、平成 15 年度まではそこに書かせてもらいまして、今までご説明させていただいた進捗を示しているわけですが、平成 15 年度以降に約 1,586,980,000 円を残しております。その平成 15 年度には管水路といたしまして 1.7km を実施していきたくております。その平成 15 年度の中で推進工事と書いてございますが、推進工事は特に街並みの中を通るということで、いわゆるオープン掘削として事業が実施できないと、非常に都市的な部分を通りますので。そんな中で推進工法という非常に複雑な手間のかかる工法をとらざるを得ないということで、平成 15 年度には 0.4 km、平成 16 年度の 0.8 km、そして平成 17 年度には 0.2 km を進めていきたくてということで、平成 17 年度ですべて完了をさせていきたくて考えているところでございます。

続きまして事業効果でございます。事業効果は、まず白菜、きゃべつ等畑作物の生産増をしていきたくて考えておりますが、まずお手元の事業効果の 5 頁をお開きになっていただきたいと思っております。事業効果で一番大きな事業効果といたしましては、作物の生産効果でございます。この中で特に先ほど申し上げました白菜、きゃべつが安定的な農業水利ができるということで、2 億 4 千万の増額を見込んでおります。そして水質の悪化の防止ができる。具体的に申しますと窒素過多になっている部分を軽減するというので 9600 万円。そしてもう一つは水管理が非常に簡単にというか、合理的にできるということに対す

る単収増加 4819 万でございまして、作物生産効果が 386,058,000 円でございます。

次に維持管理費節減効果でございますが、これは用水路を管水路にすることによって、オープン水路を管水路にすることによって、維持管理経費が節減されるということで、これはまさに 4290 万円でございます。もう 1 つは揚水機を更新するのに伴う維持管理の管理費が、これは新たに 2 つのポンプ場を作るということで 559 万余分にかかるということで、マイナス要因でございます。

次に更新効果でございますが、旧施設の機能に変える部分がかつてのオープン水路がパイプラインになるわけですが、かつてのオープン水路が例えば機能していた。そしてそれらが耐用年数が今回増えるということで更新効果としてカウントしておりまして、それが農業を続けられる最小限の効果ということで 243,278,000 円挙げてございます。これはパイプラインということではなくて、オープン水路が続くという。いわゆる基本的な農業生産がこのまま続けられるということの延長、耐用年数が増えたということから、更新効果を挙げてございます。

もう 1 つは関連事業効果でございますが。関連事業といたしまして、鈴鹿川沿岸の総合整備事業、県営の土地総事業が 288ha 一体的に計画されております。これに伴う効果が 1 つずつ各筆までパイプラインといわゆる各筆用水管、取水工までできるという整備を 288ha 実施することになっておりまして、これにかかる分が 187,908,000 円、それらの合計が 854,550,000 円でございます。そして廃用損失額といたしましては、今まで廃止している耐用年数が尽きていない部分が当然でございます。こういう部分がマイナス要素として差し引かれる部分でございますが、当事業費の中では 22,244,000 円。そして関連事業分でございますと 90,912,000 円、計 113,156,000 円を廃用損失として、これもマイナス側になるわけですが、カウントさせていただいております。

次に生産効果にかかる具体的なお話でございますが、ざっとでございますが。水稻から各々大豆、小麦、きゅうり、きゃべつ、なす、はくさい、かぼちゃ、にんじん、ソルゴー、イタリアン、さやえんどう、かんしょ、と入れさせていただきます。水稻におきましては今私申しました水質保全にかかって窒素過多が軽減されるということで、6%の増収が見込めます。そしてもう 1 つは、合理的な水管理ができるということで、3%の増収が期待される、ということで水稻についてはトータルといたしまして 144,819,000 円の増。ただ作付減になると、これは 636.3ha とここに書いてございますが、いわゆる転作ですね。転作部分が 636.3ha 増えることになりますので、米の生産減して 162,069,000 円を計上しています。トータルといたしますと増える部分が、作付減になります。

もう 1 つは具体的に申しますと、例えばきゃべつでございますが。これはきゃべつを裏作でやっていこうということでございますが、164.2ha を増加して、例えばはくさいについても 102.6ha 増加していくということで、安定的な取水ができることによって、多様な農業生産、特に野菜に対する農業生産ができるということで、現実の農業経営を計画しております。そういうことで最終的に 386,058,000 円という生産効果がそこに表れているわけでございます。

関連事業でございますが。関連事業の中の内訳は省略させていただきますが、トータルといたしまして、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、走行経費節減効果、更新効果等含めまして 187,908,000 円でございます。

そんな中で投資効率でございますが。投資効率、われわれは最終的には妥当投資額を出そうということが一番の大きな目標でございますが、その妥当投資額を出すにあたりまして、今回の当該事業費が先ほど申し上げました 8,610,000,000 円、関連事業費として 21 億でございます。総事業費が 107 億でございます。年間総効果額でございますが 854,550,000 円、廃用損失額が 113,156,000 円、総合耐用年数が 28 年でございます。ということで還元率  $\times (1 + \text{建設利息率})$  これは還元率を 28 年の耐用年数、28 年に対する 1 年間にというか、28 年間トータルで事業を実施すれば、年間の効果率に換算すると、還元率をですね、そういうふうな提言していくということございまして。それは 28 年で申しますと、0.0708 でございます。

もう一つは、建設利息率と申しますのは、還元率に建設期間中は効果が発揮されないということから、利息を加味する件数でございます。これも軽減というか、効果額には不利な状況になってくるわけですが、そういうことをかみ合わせて妥当投資額を算出しております。最終的には  $\div$  と申しますのは、年総効果額を で割ると申しますのは、還元率  $\times (1 + \text{建設利息率})$  で割りますと 11,497,577,000 円、これが最終的な投資効率ということで、  $\div$  、これが B/C でございますが 1.07 という格好でございます。

続きまして、地元の意向でございますが。水路の老朽化、そして生活排水の混入、そして市街化の維持管理の困難化と、こういうことを非常に地元は早期の完了を待ち望んでいるところでございます。

今後の方針でございますが、まず事業効果を早期発現するために、平成 14 年度中に第 2 ポンプ場の完成をさせ、平成 15 年度に供用を開始し、必要な水を最末端の農地まで届けさせていただきたい。また第 1 ポンプ場につきましては、平成 15 年度から工事着手し、併せて残された管水路を継続して、平成 17 年度には事業を完了させていきたいということでございます。以上端折った説明でございますが、これで説明を終わらせていただきたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今の事務局のご説明に対しまして委員の方々、ご意見頂戴いたしたいのですが、どうぞ。

(委員)

単純にお金の話で、ちょっと説明していただきたいんですけども。先ほど作物の増加純益という所で表を見せていただきました。増加純益が年間 4 億弱というふうに数字が書いてあったと思います。それで全体の工事総額が関連工事も含めると 107 億の工事費だと。耐用年数は 28 年ですというようなお話だったと思うんですけど。波及効果があるということは、もちろん他の要素があるということはわかりますけど、基本的に農作物を作るための用排水路ですよ。基本的に農作物の増加純益が年間 4 億弱で 107 億の工事費を使ったと。そうすると本当に 28 年が耐用年数だとしますと、耐用年数が終わった頃ようやくペイするかなと、単純に計算すると、というような印象を受けるのですけれども。農業用水というのは金額的な話をすると、だいたいこのくらいで回っていくものなのでしょうか。

( 農業基盤整備 T M )

はい。28 年の耐用年数まるまるかけてしまうと、例えば 38×28 で申しますと、もうすでにそれで 110 億近くいくわけございまして、生産効果だけで申しますと。結局私申し上げましたのは還元率と申しまして、28 年同じような状況で確実に効果が発揮していくんじゃないで徐々に低減していく。それが先ほど還元率の中でご説明させていただきました 0.7 いくつかという表現のケースでございますが。そんな中でそういうケースを加味して作物生産としては確実に今このような営農形態の中で、最終的に申します作物生産効果の中で 1.07 というほとんど均等のバランスがとれたというか、少々上がっているという格好でございますが。そういう意味で B/C としては成立しているというふうに考えているというわけでございます。

( 委員長 )

いかがでしょう。どうぞ。

( 委員 )

用排水路を作る事業というのは、概ねどこでもそういうものなのでしょうか。

( 農業基盤整備 T M )

B/C がこれくらいのことですかということですか。はい。かんがい排水事業というのは目に見えた非常に大きな効果がぼんと出るような性格的にですね。どうしても用水路、基幹的なもの、水を持ってくるという、そういうものでございまして。劇的に大きな効果が期待できるというものではありません。私何回も、昨年もここでさせていただいたのが、かんがい排水事業の鹿海というやつを、伊勢の鹿海地区をさせていただいたと思うんですが、これも多分 1.02 だったと記憶しているんですが。なかなか非常に大きな効果が上がらないというところですが、ほぼペイするというか、均等のバランスが取れているというか、それを少し上がっているという程度の B/C しか得られないというのが、全体の今までの状況でございます。

( 委員 )

そういうものであるならば、余計、なるべく早く効果が上がるように、なるべく少しでも出来た所から効果が上がるようにというような形で計画されると思うのです。ですけども、これかなり事業として長期化されていますよね。平成 4 年から 17 年までかかると。私事前説明の時にお聞きしましたら、今までに工事の済んでいる管路工に関して、一切使われていない。それはなぜかということ、最終的に全部つながってポンプアップを終了しない限り、用排水路としては機能しないんだというようなご説明をいただいたんですけど。それが例えば 2、3 年のことでしたら、工事ということもありますのである程度仕方のないことかなという気もいたしますけど、耐用年数が 28 年とおっしゃっているもので、最初に埋めたものから工事全体が出来上がって供用が開始されるまで 11 年あるというのは、ちょっと数字的にはバランスを欠いているような印象を受けます。

それで、この計画平面図を見せていただくと、ちょっと細かい事情はよくわかりませんが、ほとんど水田の場所を通っている所と、それから市街地を完全に横断している場所がありますね。市街地を完全に横断している場所がおそらくかなり工期を長くする要因になったんじゃないかなというふうなことを思いますと、例えばこういうふうな経路で全体の計画をなさること自体が、計画を立てた時点で長期化するという予想をされても当然だったようにも思います。だとしたら例えば水田がかたまっている場所の、例えばある場所、ある部分に関してのポンプアップと全体の用排水路を1つのまとまりとして、全体の工事をここまで広げなくても小さくして、そちらはそちらで例えば工事が開始してから5年間くらいで全体の用排水ができるというような格好に先行して、することもできたんじゃないかというようなことを思いました。

やっぱり住宅地を用排水路が横断していく工事というのは、おそらくすごくいろんなことが起こってきて、工期が長くなるだろうなというふうに思いますので。そのへんのことでもう少し計画段階ですごく大きく便利にしようというふうにされたんだらうとは思いますが、もう少し何か出来なかったかなということも思います。

それとごめんなさい、もう1つだけちょっと追加で、これは質問ですけども。今までこれ開渠に排水路になっていた時の維持管理というのは地元の農協がしてみえたんでしょうか。

( 農業基盤整備 T M )

まず管理の件でございますが、これは鈴鹿川沿岸土地改良区という 2100ha を管理する土地改良区がございます。すべてを管理する所です。その改良区が管理をしておりまして、農協ではなくて。

( 委員 )

このケースに関しては私ちょっとわかりませんが、用排水路に対して接している住宅地がそこに排水を流させていただく場合に、維持管理費とか使用料だとかという名目で、排水をする個別の住宅からお金を取っている場合が結構あります。それが例えば今回使わなくなった開水路をどうされるのが、ちょっと先ほどのご説明の中にはなかったんですけども。現在例えば農水路として住宅の排水も受けてしまっているような排水路ですね、それを今後どういうふうになたが維持管理をなさって。そこらへんの例えば管理組合がお金をもらっているんだとしたら、そこらへんの関係をどういうふうに整理されていくのかということをお聞きしたいなと思います。

( 農業基盤整備 T M )

私どもが聞いている範囲内では、既設の排水路へまず生活雑排水は流れるだろうと。そしてもう1つ整備できる所は、宅地排水等排水路に整備できる所は整備できますけど、整備できない部分は既設の部分へやはりいくだろうと。そんな中で既設の部分が、じゃあ生活雑排水だけになってしまうではないか、パイプラインがなくなって、というご心配だと思んですが。それについてはパイプラインによりまして有効活用ができておりますので、それを何ていいますか、水質を希釈すると申しますが、そんなもので少しばかりっていう



か、ある程度一定量の水の分を希釈として対応しないと、その付近の生活環境についても余計おかしな話になっていくのかなと思っております。

これは具体的に実際の鈴鹿市とも十分、どのようにこれをしていくのかと。最終的にこれは放っておけない所でございますので、これについてはもう少し検討をさせていただきたいなと思っております。当面のところ、やはり現水路を使わざるを得ない部分があるのかなと思っております。その生活雑排水が流れる部分ですね。雨水もございまして、かなりこれを整理するには都市計画の側とかなりの整合性を持って、事業をわれわれのほうとやっていかないといかんのかなと、思っているところでございます。

(委員長)

ようございましょうか。はい。他の委員の方、ご質問を、どうぞ。

(委員)

聞きたいのは6頁のほうの生産増減効果の算定の所なんですけど、この個々の数字の羅列がかなりたくさん数字が書いていただいてありまして、私どもわかりにくいところがあるんですが。個々の農家の家庭のこれからの今後の計画を積み上げていった数字なのか、それともある程度予測ということで数字を積み上げたものなののでしょうか。それをお聞きしたいのと。事業が長かったので、その間に農家が作付面積をどういうふうにするかという計画が変わってきているんじゃないかとか、あるいは農業人口も変化が起きてきているんじゃないかというようなこともお聞きしたいと思えます。

もう一つ、これは本当に素朴な意見というか、笑われるかもしれないんですけど、本当にパイプラインが必要なのかなというのが私ちょっとわからないところがありまして。むしろオープンのを上手く直していくほうが、自然負荷も自然的な魚とか環境に対する配慮もかえってよくはないのかな。地面に埋めてしまうことによって、後々またメンテナンスが大変だとか、投資のお金がかかるとか。一見合理的なようですけど、そういう逆のことが生じてこないのかなというふうな非常に素朴な危惧がありまして。そういう面でも何か大きいご意見があったらお聞きしたいと思えます。

(農業基盤整備T M)

まず面積等の積み上げが現実の状況をどのように積み上げているのかというご質問でございますが。今そこで作付面積という所で計画の所でございますが。これはあくまでもこの事業が完了した時の営農の姿という格好でカウントしてございます。そういう意味合いでは現実の今このような状況でなされているというものではございません。最終的にこういうふうな施設が出来た時に水稲、大豆、小麦、きゅうり、きゃべつ云々と、これはこのような姿を想定してございます。これについては現在地元の農家、普及所、JA等での計画に向けた実現と申しますか、このような営農計画が出来るようなことを、具体的に現実のように実施がいかにいけるのかというところでやっているところでございます。

そしてもう一つはパイプラインでしたか。オープン水路のほうがいいんじゃないかという話でございますね。パイプラインが本当にいるのかというわけでございますが。私はすべてがパイプラインがベストだとは思わないんですけど。特にこのような地形の所、先ほど

申し上げましたどうしても混入する生活雑排水があるというような所、非常に市街化があるような所、こういう所についてはパイプラインが圧倒的ないろいろ問題を生じさせない。確かに環境的にはある程度の負荷というか問題点もある部分もあるのかもわかりませんが、パイプラインがいいのかなと思っておりますし。

そしてもう1つパイプラインが圧倒的に素晴らしいのは、今回は基幹的な部分でございますが、最末端の所まで行きますとパイプラインを実施すると1つのいわゆる水道の蛇口のような格好で、それが集中コントロール、確実にコントロールできる状況になる。いわゆる田んぼで申しますと、一定の水深をセットすれば自動的にパイプライン化にすることによって水の管理をしなくていい。圧倒的な省力化ができると。そういうことと、もう1つは多様な農作物が可能になる。いわゆる水管理が確実にされますので、オープン水路ですとどうしても漏れが生じるとか、農地が湿潤な部分がどうしてもできてしまいますけど、パイプラインになりますとそういうふうな管理ができるので、確実に効果的というか効率的な農業が展開できる。そういう意味合いからケースバイケースでございますが、ここはパイプラインが必要な所かなと考えて、事業を実施しているところでございます。

(委員長)

ようございますでしょうか。他の委員の方。いや、どうぞ。

(委員)

今の話をちょっと引き続いて伺いたいんですが、かなり三重県というのはまだ多分開渠が多いと思うんですけど、こういう開渠で将来パイプライン化しなきゃいけないと思われる所ってどのくらいの率で、あるいはどのくらいであるんですか。そういう計画っていうのはお持ちなんですか。

(農業基盤整備TM)

鈴鹿川沿岸の地区は委員もご承知のように都市化が非常に進んできている所でございまして、こういう地区は全部2000ha ほぼ将来的には末端の所までパイプラインをしていきたいというふうに、地元の強い要望がございまして。今申し上げました理由でございまして。そしてそのあと特に宮川用水、私どもが今国営事業で宮川用水の第2期事業というのを、玉城町、伊勢市、小俣、多気、明和と、そのへん広域的な所でございまして。その地域につきましても、どうしてもパイプラインの1つの理由は有効的な水利用ができると。ロスが非常に少なくて済むと。そういう意味で節水型の農業。そして逆に言いますと水資源を別途に有効活用ができる。具体的には地域用水にも、余剰になった水を地域の用水としても可能になる。それによって生まれた、そういうことのメリットもございまして。宮川用水の受益地についても一部パイプラインになっている所があるわけですが、オープン水路の所については将来的にはパイプライン化をしていきたいと、地元は言っております。ただ今申し上げましたオープン水路から環境面に負荷を与えるという立場から、いろいろな対策はそれに講じていかななくてはいけないのかなと。その都度その都度ケースバイケースで対策を講じていかなければいけないのかなというふうに考えております。

(委員長)

よろしいですか、どうぞ。

(委員)

これは事前説明の時も伺ったというか、意見を申し上げたんですが。例えば生活雑排水が農業用水のほうに流れ込んでいくというのは、ある意味では今までの慣習的に続いてきたというふうにお聞きしているんですが。そういう部分で将来的に開渠になっている所に対して、今後市街地化がどんどん進むような所であれば、どんどん生活排水が下水道の完備されてない所は必ず入ってくると。そうすると今おっしゃられている、つまり農業生産的な発想の基に開渠からパイプライン化をしていこうという所とは、全然別の要因でパイプライン化をせざるを得ないような状態が出てくる可能性があるわけです。そういう意味では生活雑排水が農業用水つまり食料生産の元の水に混じるということ自体が1つの考え方としてはおかしいなというふうに、僕は個人的には思うわけですね。

ましてやそこには管理組合というものが存在して、その管理組合が許してきたことが原因となってこういう事業を進めていかざるを得ないというのは、僕はどこかで現状ではいたしかたないのかも知れないけど、考え方に矛盾があるんだと。これはお互いに甘えているところがどっかにあるんだと。今までのように公共事業がどんどん投入されていくような時代であればあまり問題はないにしても、公共事業選択の時代で B/C が 1.07、1.02 のような数字が許可される、されないという微妙な時代になってきた段階で、そういう自分たちが管理主体で自分たちがある意味では認めていた。その結果として出てきたものが理由になって、その計算も窒素が減った部分だけ生産が上がっていくという計算になっていくと思うのです。

そこらを含めて考え方としては僕は今はともかくとして、今後通らなくなってくるような気がします。そういう意味では今開渠で使っている所に対して生活雑排水が入っているような状態を、これから各管理組合あたりが今後どうしていくかというような。そのへんも含めて農業として、農業政策として考えていかないと、都市化も含めて整理をしていかないと、すべて農業のほうの事業がそこで生活雑排水、つまり下水道の遅れをこっちがカバーするようなことになるわけですね。そういうことにつながっていくというのは、もう少しトータルな考え方を持っていかないと僕はおかしいと思うのです。

もう1つ最後に、これやっぱり1m単位で計算すると最初の今まではだいたい22万円で、今後非常に難しい市街地の所を通るんで、メーター52万円くらいかかっていると思うんですけども。パイプの設置というのはだいたいそんなもんなんですか、これ。水を通すパイプの設置で1m五十何万というと、ちょっとした道路の費用くらいの値段になるような気がするのですが。

(農業基盤整備TM)

はい。委員がおっしゃっている雑排水を今まで平然と受け入れとって、それをまた効果に入れるって、何か矛盾があるんじゃないということですが。ただ私はむしろ農家がそう受け入れざるを得なかった、地域全体の中で共存していくために受け入れざるを得なかったのではないかと。そういう意味でかなりの農家自体がハンディを今まで強いられ

ていたんだと。今回こういうことでちゃんと整理をして、これからそういうような効果として算出するのはいかがかなという先生のお話もあるわけですが。今回こういうふうに整理をさせていただいて、それが確実になくなるということでございますので、ご理解をたまわりたいなと思っているところでございまして。

かつては昭和 27 年からこの事業、昔の事業が始まったのですが。鈴鹿市は、ぱらぱらとした農業集落の所でございます。それが今やもう街中、大都市に発展した。だから何ていうか、当初もそういうふうな選択というかルートも、委員もおっしゃいましたけども、もう少し何かルートそのものも考えられなかったのかというお話も当然あるんでしょうけども、ここで確実な整理をさせていただきたい。

もう一つ、51 万円も本当にかかるのかっていうお話でございますが。推進工法を云々ということ少しお話させていただきました。オープン水路といいますか、普通の場合で管水路やっていくのだと確かに 20 万円程度でいけるのですが、推進工法と申しますのは、上層の上の道路としての機能を保ちながら中に管水路をずっと入れていこうという、非常にやっかいな工法でございまして。そういう意味合いから、どうしても単価的には倍以上の事業費がかかることになりまして。

推進工法、上部の機能をなくして下だけでどんどん、いわゆるは口からボーリングをしていくと。そして土を出してくるよという、トンネルみたいな工法でございます。そんなことをやりますので、どうしてもその市街化にかかっている部分は道路を。そして迂回するって、とても迂回できるような状況じゃないわけでございます。そういう意味合いから推進工法を取らせていただいて、単価が 50 万円を超えるという部分も出てくるんですが。そんな状況になってきております。あっ、ここに書いてございますが、破線でございますのが推進工法を実施すると。迂回する部分は全然どこにもない状況でございます。ただかつてはこの部分は家も少々はありましたが、ぱらぱらとした、水田が広がっていた土地、昭和 27 年ですね。そんな状況だったわけでございます。

(委員)

わかりました。ただ先ほどの生活雑排水が入ってくる問題というのは、この問題はこういうふうな、今現状で使い物にならない水路、水が使えないような汚れ方をしているという話は、まあまあそれはそれで理解したとしても。先ほど僕が申し上げているのは、この事業はこの事業で結構でしょう。ただ農業の全体の政策の中で今後まだまだ市街地化されてきたような場合に、まだまだこういう問題というのは開渠の部分で出てくるはずなんですね。そのへんに対して、それをしょうがないだろうというふうなね。それは昭和 27 年から例えば始まって、出来た部分はしょうがないかもしれないけど、もう既に問題が起きてきているわけですよ。現状はこうやってどんどん問題起きてくる。

問題が起きてくるから 1 m に 20 万だとか 50 万だとかの費用をかけて入れていかなければいけないわけですね。であればそうなる前に、やはり管理組合なりは、もっと汚れたらその金があるわけなんですね、農業やめるか金いるか、2 つに 1 つですね。つまりはっきり方向が見えているわけじゃないですか。であれば県としては管理組合に対する水質の管理みたいなものはもっと指示を出して。今食糧の安全性の問題なんかも含めて、そういう農業用水に対する水質の問題というのはもっと規制をかけるとか。あるいはその地域

の下水道とのバランスを取って、その部分を何か提案をしていくとかというふうなことでもやっていかないと、結果的に市街地化した部分がすべて農業のほうの費用に、今後のコストに跳ね返ってくると。だから B/C が 1.07 みたいなあるいは 1.02 みたいな厳しいことでもやらない限り、ここの農業は存在できないという、何とも説明のしにくいようなことを自分たちでひっぱり出しちゃうことになるわけですね。

そのへんのことをこの単体の事業で判断するのではなくて、もう少しトータルで農業という部分でこういう生活雑排水と開渠の問題というのは解決をしようと努力しない限り、さっきは宮川用水だと、ここ以外でもどんどん問題が起きてくる。そのたびにそれこそ 1.0 何とかという極めて厳しい状態の事業を採択せざるを得ないということは、僕はやはりおかしいというか、もう少し整理が必要だろうし、せざるを得ないだろうというふうに思うのですが。

(委員長)

はい、今のはご意見ですね。ではどうぞ。

(委員)

今の暗渠化の話はあんまり触れたくないんですが、確認させてください。パイプライン化すると、用水と排水が分離されますね。

(農業基盤整備 T M)

はい。

(委員)

それでは、今の開渠水路は悪水だけ流すようになるのではないかと思うんですね。つまり用排分離される。そういう意味では汚い水がどこかの田んぼに入って汚れた米ができるというのはなくなる。だから委員が言われたような話は、パイプライン化によって解決されるのではないかという確認が 1 つです。

そうした時に今度は排水路が基本的には都市下水路になるわけですね。そうした時に都市下水路の部分を土地改良区、農業団体に管理をまかせていいのか、その費用はどうするのかという確認が委員からあったと思うんですね。そのへんの回答が曖昧だったので、きちんとしないと分からない。まず排水の管理をどういうふうに考えておられるのか、委員の質問と関連しますので少しお願いします。

(農業基盤整備 T M)

排水を、今生活雑排水とか汚水排水をどこが管理するのかということですか。

(委員)

土地改良区が管理しているのでしょうかけれども、将来的に都市排水路という機能を農業のお金で面倒をみるのか。

( 農業基盤整備 T M )

はい、すいません。これは将来的にというか、土地改良区ではなくて鈴鹿市で最終的には管理していただこうと考えております、この部分は。

( 委員 )

すると都市下水路に機能転換するのですか。

( 農業基盤整備 T M )

ですから都市下水路として、今の排水路を機能できる部分は機能していく、と考えております。

( 委員 )

わかりました。次の質問いいですか。

( 委員長 )

どうぞ。

( 委員 )

委員が質問された1つ目のことに関わります。6ページ目。現況で水稲作で約20億ですね。計画ではいろいろ野菜を作るようになって、総額、丸めて言うと、生産額が倍になるわけですね。イメージから言うと、あそこをパイプラインにただけで倍も生産額が上がるのかなと思うんです。まあ計画は計画としてこのようになっているんですが、その裏側にどういう営農計画というか農業主体の計画があるのか。具体的には現況で今専業農家がどのくらいあって、計画上の担い手構成がどういうふうになっているのか、ちょっとご説明願います。

農家数は分かりましたよね。

( 農業基盤整備 T M )

農家数はすぐ分かるのですが、その中で担い手がどれだけいてというのは分かりませんか。

( 委員 )

まあ、大規模化してもらったら農家そのものは減ってもいいとは思いますが、今のすう勢からいうと、農家戸数や担い手が減少している中で、本当にこのような生産力が維持できるのか。と計算の根拠が非常に危ういという印象を受けます。

( 農業基盤整備 T M )

私、どれだけの農家数でというのはちょっと調べてございませんので。

( 委員 )

農家数そのものは分かりますか。

(委員長)

進行上ですけれども、もし終わりの頃にそれ調べて出せるようならば。今出ますか。認定農家、それから現在の営農状況。

(委員)

それでは、後でお願いします。

(農業基盤整備 T M)

申し訳ございません。今農家戸数はいけますが、認定農家数は。申し訳ございません。ちょっと農家数なり認定農業者、少し調べさせてください。ただ私どもが思っておりますのは、これは全体の話でございますが、いわゆる平成 22 年度までに、これは多分その地区も総じてそういう所だと私思っているんですが。この地区の農地の約 6 割に相当する部分を、いわゆる専門的な農業者が経営する、こういうふうな形式でわれわれの全体を進めているところでございまして。そういう状況にならないと、なかなか今申し上げました計画的な経営もできないし、いわゆるコストダウンの図った計画でございますが、そのような農業経営ができないと考えてございます。

ちなみに農家数は 2838 戸でございます。最終的には農家数、認定農業者数で申しますと、鈴鹿市が 206 ですから、ちょっと分からないな。鈴鹿市が 206 やで、この中の 60。鈴鹿市の多分 6 割くらいと違いますか。

(委員)

数字はあとで確認してください。

(農業基盤整備 T M)

すいません。

(委員)

質問の意図は計画として作付面積が書いてあるのですが、その裏にある営農主体が確保できるのかという点が確認したいということです。続きまして営農がちゃんとできるという前提で計算されていると思うのですが、8 頁目のこの事業、28 年間で何年から何年か 28 年かがよく分からない。先ほどの話で平成 17 年以降に供用開始ができるとすると、ひょっとすると 14 年間の粗生産額が、先ほどの 38 億円という計算じゃないかなという気がするんですが。そのへんの耐用年数というのはいつからいつまでで、先ほどの粗生産の 38 億というのはどういうふうに対応するのか、説明をお願いします。

平成 4 年から事業スタートですね。それでだいたい半分終わっているわけですね。今年 14 年ですと 10 年間終わっているのですよね。そうするともう後 18 年しか残ってないわけですね、耐用年数が。そうすると残りの 18 年で先ほどの 38 億円をかけると、このような計算で理論的によろしいのでしょうか。

(農業基盤整備 T M)

私 28 年と申しましたが、実はいろいろこれは総合の還元率というか 28 年の総合耐用年数で、ポンプが 20 年でございます。そしてパイプは 30 年でございます。そしてそういう意味ではポンプを今現実的に最終的には精力的に完成工期に近いところでポンプを今実施しております。そう言っても 30 年なら例えば 14 年経ったら初年度やっているところについては 16 年しか耐用年数がないじゃないか。こういうお話かと思えます。そういう意味合いもございまして、実は建設利息率というのがそこに書いてございますが、建設利息率が効果を発揮する一定の期間外は効果を発揮しないということから、それはまた効果を減じているわけございまして、0.039 という数値をそこにほりこんで、効果があるまたは遅れていくところの意味合いで、建設利息率というところで補正をしているというのが実態の。そういう意味もある程度含みながら、建設利息率をそこでまた還元率にまた補正をかけているというのが手法でございます。

そうしましても建設利息率もある程度一定の年数しか見ておりませんので、ある程度の長期化することによって、先生のおっしゃっているまだ不合理の部分が生じてくるのかなという部分もあろうかと思えますが。そういう意味の建設利息率でございます。

(委員)

先ほど速水委員から 1.07 という投資効率は非常に低いという意見だったんですけど。農業というのは天候や土地条件に影響を受け、都市的なものとは、やはり条件が違うんで、他の公共事業と少し整理してみないといけないという気がします。そういう意味で 1.0 が高いか低いかというのは、また別途議論があると思うのですが。その前提となる数字がまるめられてよく分からない。そのへんを明確にしないでいただかないと、今の建設利息率に供用開始以降の遅れを見込んでまるめた数字になってるって言われても、もう 15.6 年でペイできるのかな。先ほど、とんとんと言われましたけど、とんとんがあるいはちょっとへこむくらいじゃないかなというふうに判断されてしまう。いくら農業だから、ちょっと特殊な性格を持った産業だから都市的なものと分けてみましょうと言っても、論拠があやふやになってしまうという印象を受けるのです。

(農業基盤整備 T M)

そういう意味で建設が遅れることによって、供用年数までも食い込んでしまつてということだと思んですが。私先ほど申し上げました、建設利息率をそこに所定の年度が遅れるということを前提にして係数かけて算出をさせていただいているということでご理解いただきたいなと思えます。

(委員)

大体でよろしいですよ。

(委員長)

それでは宿題ですけれども、できれば委員会終わるまでに委員おっしゃいました現況の



農業状況。おそらく一番問題にされているのは、現況から想定された営農へどのようなプロセスで移るのか。何かそこに因果関係があってあのようなことを想定されたのかというのが、多分ご質問主旨だと思いますので、それも含めまして、委員会終了までに、ちょっとまたあとでご披露願えればと思います。

( 農業基盤整備 T M )

はい。

( 委員長 )

それではちょっと司会進行、かなり強引で申し訳ございませんが、かんがい排水事業聞いておまして、相当この事業の持つ特性に対して根本的に詰めたいなと私思っておりますので。よろしくまたお願い申し上げます。

では、次の 17 番になりますか、ほ場整備事業についてご説明お願いいたします。

( 農業基盤整備 T M )

はい。それではよろしいか。委員長、進めさせてよろしいですか。

( 委員長 )

はい。

#### 17 県営ほ場整備事業(伊勢北部地区)伊勢市

( 農業基盤整備 T M )

それでは県営ほ場事業の伊勢北部地区についてご説明させていただきます。次どうぞ。当地区は伊勢市の北部、宮川左岸側に位置しておまして、国道 23 号線と伊勢湾に囲まれた地域で、整備前は水田が不整形であるとともに、一戸あたりの平均の経営面積も 23 a と非常に小さございます。そして用排水路が兼用になっておまして、水路は土水路でございまして、道路についても非常に狭小で屈曲しておるとい、そういう状況の農地を今回農業機械での作業がなかなかできないという状況でございまして。今回 30 a を標準とした整備を実施させていただき、用水路と排水路を分離し、道路につきましても 4 m から 7 m という格好で拡幅していき、農業機械による農作業の省力化など、農業生産性の向上と合わせて農業構造および農村生活環境の改善を図ることを目的といたしまして事業を実施しているところでございます。

事業の内容でございまして、整地工が 69.4ha でございまして、その中で内訳でございまして、水田が 45.1ha、畑が 24.3ha でございます。道路工の延長が 11.9km で、幅員が支線の 4 m から幹線といたしまして 7 m を考えております。用水路工につきましても 13.2km でございまして、先ほどもご議論いただきましたパイプライン、これ宮川用水の受益地でございまして、パイプラインについて実施しておまして、幹線は強化プラスチック複合管、FRPM500mm で実施しておまして、支線は硬化塩化ビニール VU で、150mm から 350mm の径管を使用しておまして、排水路工は延長 8.9km でございまして、鉄筋コンクリートプレハブ柵渠の 400×400 のものから 800×2500、800 と申しますのが高さで

す。2500 が幅でございます。そのようなプレハブで排水路を作っております。そしてここは排水機場を作っております、常時から排水不良地域でございます。そういうことで900mm の排水ポンプを設置しております。

続きまして、事業の進捗状況でございますが、事業費ベースで申しますと、総事業費が1,549,000,000 円のうち、平成 13 年度までに 1,496,100,000 円の約 96.6% が既に終了しております、平成 14 年度までを含めると 15 億 2700 万円の 98% の進捗となっております。事業量で申しますと整地工が 69.4ha で 13 年度までに 68.6ha が完了しております、平成 14 年度にはすべて完了する予定でございます。排水機場は先ほど申しました平成 8 年度に完了いたしまして効果を発揮しているところでございます。

事業が長期化した理由でございますが、当初計画では平成 12 年度完了を予定していたわけでございますが、当地区左側を通る、本地区の東側を通る県道伊勢松阪線という県道がございます。ここは通勤通学等大変混雑渋滞し、通行に支障をきたしているという状況のため、地元の強い要望がございまして、ほ場整備地区内に県道バイパスを通す計画が持ち上がり、この用地調整等の協議に時間を要したということでございます。この写真は右側が新たに出来上がった部分を示しております、旧の道路が非常に狭い状況を示しているところでございます。そういうことで県道バイパスとの調整に、新たな計画として持ち上がったものでございますので、時間的に長引いたということでございます。

続きまして経済効果でございますが、最終的には 1 頁に書かせていただきますように総事業費が 1,549,000,000 円であり事務費を含めて 16 億 3700 万円。そしてまたご説明申し上げますが、妥当投資額が 2,212,309,000 円ということで、投資効率これは 1.35 となっております、ほ場整備の事業としては案外高い投資効率を得ているわけでございます。

その中身でございますが、1 つは作物生産効果でございます。ここは排水施設が先ほど申し上げました整備されまして、乾田化することができました。そして土壤も改良して用排水路、用水路、排水路が分離することになりました。そして水管理が合理化し、農地が汎用化するというので、転作等の田畑輪換が非常に可能に円滑にすることができるようになったわけでございます。そんな中で水稻の乾田化、ポンプができた等もございまして、乾田化によって 12.2ha の部分で 6 % の増収が見られる。そしてもう 1 つは 32.4ha の中で水稻の用水路排水路を分離した時の効果が 2 % 見られると。そういうことで水稻に関する効果が各々 544,000 円。

そしてここは伊勢市の近郊農業ということで、野菜等非常に活発に生産をなされているわけでございますが、トマトについては 4.1ha。そしてここが一番大きなねぎでございますが、この地域はねぎの大産地でございます。そんなことでこれらが改良されることによりまして、12.3ha の増収が見込めるということで。具体的に申しますと一番これが大きいんですが、38,478,000 円が期待できると考えております。ねぎは、特にこのあたりのねぎは大阪方面で非常に人気がございまして、多くの認定農業者もおりまして、認定農業者の中にはぜひこれを専門的にやっていきたいという方も何人かいらっしゃって、中心的な営農が期待できる所でございます。

営農経費の節減でございますが、いわゆる大型農業機械そして耕起、代かき、防除等が非常に円滑にできるということで、労働効果の縮減が期待できるところでございまして、水稻につきましては金目で申しますと、165,000 円から 67,000 円、10 a あたり減するこ

と。トマトなどにつきましても 1,207,000 円から 1,045,000 円。そしてねぎにつきましても 826,000 円から 663,000 円。これらの数字は統計的な数字を使わせていただいておりますが。ということで、これらトータルいたしまして、営農節減効果が 89,040,000 円でございます。

続きまして、維持管理費節減効果でございますが。道路、用水路、排水路が整備されて、草刈などに要していた土地改良区の維持管理が軽減されるということでございまして。これは実績によるわけでございますが、土地改良区、伊勢北部土地改良区と申し上げておりますが、9,725,000 円が 1,229,000 円に減りました。ただここには排水機が新たに出来上がりまして、土地改良区をまた維持していく経費というのも増えたわけございまして。そういうものがマイナス要素として 7,026,000 円、これも実際にかかっている費用をそこに上げさせていただきました。

更新効果でございますが、用水路が新たに、オープンの水路がパイプラインに改修されるということでございまして、先ほど言いました新たな施設として改良できることの効果が 10,958,000 円でございます。

非農用地創設効果でございますが。この地域につきましては換地手法によって非農用地をつくっております。ちょっと図面を出してください。非農用地をつくってそこに農家住宅その他都市的な計画ができるようにということで、非農用地を創設させていただきました。こんなことは現実に用地交渉とか測量経費等の大幅な軽減、この換地業務の中でできるということで、年に直しますとそこに書いてございますように 1,365,000 円の減少ができるということでございます。ここの写真をご覧になっていただいても分かりますように、県道の横にもう既に何戸か家が建っておりますが、農家住宅が建っておりますが、この部分でございます。

そして地籍確定効果ということで。換地業務によりまして、地籍が明確になり、土地改良財産の管理が適正になるということで。現実に地籍調査をするということになると大変なお金がかかるわけですが、現実に地籍調査にかかる部分が効果として表れたということで、現実の 1,079,000 円を計上させていただき、年総効果額で 153,313,000 円でございます。

こんな中で先ほども申しました手法でございますが、資本還元率が 0.067、建設利息率今申しました 0.0325、そして年総効果額が 153,313,000 円ということで、妥当投資額が 2,212,309,000 円でございます。ということで、今最終的な妥当投資額 B/C が 1.35 となるわけでございます。

そしてその他の効果といたしましては、事業で整備されたことによりまして農道が通勤、通学及び集落間の通路等生活環境に非常に多くの機能を提供したというのが 1 つでございます。もう 1 つは排水路と排水機ができて、農業だけじゃなくて公共施設等への浸水被害も解消したわけございまして。3 番目としまして非農用地の設定によって居住区が確保され、優良農地へのスプロール化、虫食いがなくなったということで、その他の効果として金額的にはカウントしてございませんが、こういうふうな効果が考えられるわけでございます。

続きまして地元の意向でございますが、本地区は換地工区が 2 工区に分かれております。西側が第 1 換地工区でございます。東側が第 2 換地工区でございます。第 1 換地工区は

27.8ha をすでに換地処分を終わっておりまして、水田農業者による効率的な営農が展開されておりますが、第2換地工区 41.6ha につきましては、一部工事と換地処分を残しているためまだ完了できてない状況であります。地域の特産品である「伊勢のねぎらいねぎ」というのでございますが、これご覧になっていただくように非常に広大なねぎの産地でございます。この事業によりまして既にこういうふうな作付がなされているところでございます。早期に換地処分を確定し、ねぎらいねぎの生産拡大をめざした畑地の団地化を進めていきたいというのが地元の要望でございます。早期の完了を望んでいるところでございます。

最後になりましたが、今後の方針でございますが、本地区は 0.8ha の区画整理を残しておりますがこれを早期に完了し、そしてまた 15 年には補完工事と換地処分を精力的に進めていき、早期に効果が発揮できるよう事業を完了させていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。各委員の方からご意見。どうぞ。

(委員)

最初の 19 1 の鈴鹿川のケースでもそうだったわけなんです。なかなか工事の完了間際にならないとなかなか効果が出ないと。非常に長期間に渡る工事でありながら、効果の発揮が間際にならないとできないということであるならば、非常にロスが多いのではないかなと。もっと施策的に中間と言いますか、工事着工と同時くらいに何か効果が発揮できるようなそういった施策が取れないのかどうか。簡単で結構ですので、ちょっとお教えいただきたいなと思います。

(農業基盤整備 T M)

はい。効果の発揮が完了間際にならないと出てこないじゃないかということで。まさに冒頭のパイプライン化とかいわゆる用水路のようなものは、本当に全部がつかないとならば効果が発揮できないんですが、実はこのほ場整備は面工事を部分的に地域的に進めているということもございまして、事業を実施した所から効果が発揮しているというふうに、われわれは考えております。先ほどご説明させていただきましたが、水田はもちろんのこと、畑地域では大規模なねぎの作付をちょっと入れさせていただきました。こういうふうにかつては非常に小さな畑の中でやっていたのが、このようなねぎの生産組合ができて、このような大規模な生産ができるようになったと。そういう意味ではある程度のこういうふうな面的な工事につきましては効果を発揮しているのかなと思っております。

ただ残念なのは換地処分。最終的には権利関係が終わらないと、なかなかいわゆる農地の集積、担い手等の集積まで進みづらいというところがございます。そういう意味ではやはり最終的な換地処分が終わると非常にまたこれからもより多くの専業農家といえますか、専業農家への移行がもっと期待できるのかなというふうに考えてございます。ほ場整備事業についてはある程度の効果は 100%ではございませんが出ていると、われわれのほうは考えているところでございます。

(委員長)

どうぞ、続けて。

(委員)

例えばこの工事の当初計画は平成12年度完了です。それが平成15年以降に延びたということによるロスですね、そういったものはどう判断するのでしょうか。

(農業基盤整備TM)

確かに長くなれば耐用年数もそれだけ短くなってしまいうことになりまして、決していいわけではないし、100%の効果がどんどん遅れていってしまう。そういう意味では決して望ましいものではない。ただ長期化した理由が地域の環境改善、まさに環境改善のためのバイパスを、一番の地域として念願であったバイパスが整備される。そういう意味合いから地域としてはこれが新たな、当初は県道改修というのが事業化まったくゼロベースであったものが、今回のこういうことから出来上がったということで、地元としては一定の評価をいただいていると。それで2、3年延びることはいたしかたないと、われわれ自身はそんな話も伺って。それで甘んじとってはだめなのでございますが。そういうことで、どうしてもそのへんの中でどうしても一部事業が進めなかった、計画的に進められなかった部分もあるのは、反省しているところでございますが。早期の完了をして、より従前の効果を発揮させていきたいと考えているところでございます。

(委員長)

はい、他の委員の方。どうぞ。

(委員)

この事業については、事業費の内訳の金額の表が添付されていないのではないのかなど。だから効果のほうの書類はありまして、事業費の内訳が分からないので、ちょっとこれは書類的に不備ではないのかなというふうに思って。先ほどから一生懸命捜していたのですけど。

(委員長)

事務局いかがですか、今のご指摘。

(農業基盤整備TM)

申し訳ございません。確かにその事業費全体と事業費が、そうですね、オーバーヘッドだったらすぐにいるんですが、確かに付けてございませんで、全体から。これ申し訳ございません、私どもちょっと気配りできなくて。

(委員長)

それがあればならコピーしてください。

( 農業基盤整備 T M )

今から、そうしたら。コピーさせていただいて。申し訳ございません。そこで進捗状況なり、ちょっと説明させていただきます。

( 委員長 )

他にいかがでしょう。どうぞ、はい。

( 委員 )

今その間にちょっとお時間いただいて。私は最初事前説明があった時に、ほ場整備にパイプラインもセットで付いてますよという感じだったので、これからほ場整備にはパイプラインがセットで付いてくるものなのかなというふうに思ってしまったんですけど。先ほど説明がありまして、パイプラインが来てる所はパイプライン化して、オープンベースの所はこれからオープンベースですといくんだよというふうにおっしゃってみえたように思うのですが。ここで必ず先ほどちょっと説明があったようなんですけど、パイプラインをしなくちゃいけない本当の理由というのを、もう一回お話願えればありがたいんですが。

( 農業基盤整備 T M )

パイプライン化することのいわゆる農業的なメリットは、先ほどの説明と重複しますが、まずは水資源の有効活用、ロスがない。ということはロスがないことによって、水田が確実に管理できる、水田なり畑として非常にオープン水路であると管理ができない。具体的な管理の手法を申しますと、先ほどと重複しますが、水田でございますといわゆる自動的に水管理ができる。一定の水深をセットすることによって、自動的に管理することができる。もしくは畑地帯でございますと、必要な時に必要な量だけ水を畑地帯にかんがいすることができる。それができるようになって、今のようないろいろな作物がここできるといったわけですが。そういう意味合いで多様な農業経営を可能にするということで、圧倒的にそういう意味の農業経営的には利便性がございます。

( 委員 )

利便性は分かります。必ずパイプラインにする、しないという差というのは、どこの基準にここはパイプラインをしますとか、何かそういう算定基準のものがどっかにあるのか。そういうのは、効用はよく分かるんですよ。

( 農業基盤整備 T M )

それは地元がさらに高度利用をした農業を展開していきたいという強い意志のある所は、やはりパイプラインをして、農業の高度利用できる展開を図っていきたいという要望が強い所はわれわれとしても答えていくと思っております。その中で先生がご心配になられている環境に対する、オープン水路ができた時に、オープン水路であれば排水路に多様な生態系が確保できる部分、そういう所については考えていく必要があるのではないかと

ことで、実は今年からなんですけど、ちょっと話それますが、今年からですが、希少生物プロジェクトというのを県単事業で立ち上げて。今までそういうふうな所で弊害になっているような所、これから事業を実施していく所でそういうふうな弊害が生態系を乱すような所については、何とか生態系をカバーできるような、別にいわゆるミティゲーションというんですか、リカバリーできるようなそういうふうな事業をセットして。そして何とか生態系が崩れることを少しでも保全しようじゃないかという事業を立ち上げて、全県的に少しずつではございますが、いろいろな地区で今年から事業実施をさせていただいております。こういうパイプライン化によって生じる弊害等についても、何とかカバーしていきたいなと考えているところでございます。

(委員)

生態系についてもやはり影響あると思うのですが。私が聞いた話なのですが、例えば農業の農地についても、本来昔は高低差があってだんだんと水が流れていく中で、水稻に対する必要な温度も本当は低い水温ではかえってだめなんだそうで、暖かくないといけない所もあるんだそうなんです。それが自然の中で上手い加減の温度になって、そして稲の所へ行っておいしいお米が取れるというふうな、そういう循環があったんだそうなんです。今や本当に冷たいお水がずっと入って、かえっていいお米が取れないよということがあったりとかするんだそうで。そういう本当に管理をしていく農業がいいのかどうなのかなって思ったりしているんで。そのへんはどういうふうな。

(農業基盤整備TM)

私も確かにオープン水路を通して、そして田ごしの水管理、先生おっしゃられている田ごしの水管理ですと、水温としては確かにだんだん中山間の地域から下流部へ来れば上がるんかなという気もしますが。そういうところはパイプラインでは望めない、まさに望めない。水温の上昇機能というのは持ち合わせていないので。ただそれが農業生産にどれだけ影響するのかということは、あまり私は今まで実証されてないんかなと思います。それ以上に労力節減なり多様の生産の展開が可能になるというメリットのほうが多いかなと。いわゆる農業側の立場で言えば、そんな感じをしておりますが。

(委員)

例えば魚のほうでもそうだと思うんです。管理することのメリットと全体によく考えた自然体系とか、自然の知恵とかそういうもの、治癒能力とかを生かしたそういう農産物とか魚を自分たちが食べるというような。そういう大きな流れで考えていかないと、本当はいけないのかなと。管理をしていけばだんだんいいように考えられるんですけど、当面は。でもそれがだんだん経っていくとそこに齟齬が生じてきて、かえってだめなことが起こってくるというようなことがあるんじゃないかなというふうにも考えたりもするんです。

だから農業だけではなくて、もっと大きな意味で、例えば先ほど水の話出ましたけど、水にしても農業だけじゃなくて、先ほどの都市化の話とか山の話とか川の話とか、もっと大きなグローバルな考え方で、本当は横で見ていくというような流れが本当はもっと背後にあって、なおかつ農業用水にしたらどういうふうにするかという考え方が本当は必要

じゃないのかなというふうに。ちょっとここと話はそれてしまいますけども、思ったりしております。

(委員長)

では、今のはご意見として拝聴してよろしいですか。はい。他にどうぞ。

(委員)

地図を出していただけますか。県道バイパス工事が持ち上がったんで、時間を要して事業期間が延びたというご説明があったんですけども、どこを通っているんでしょう。三角のこちら側の直線部分が県道バイパスですか。実際にもう通ったわけですか。

(農業基盤整備ＴＭ)

はい。実際に機能しております、右側の写真にのっかっている所、これが新たにできた県道バイパスでございます。これができたことで、非農用地設定した三角の部分もございまして、緑色の部分でございますが、その中で家も2、3数件建ち出したと。

(委員)

先ほどのご説明だと、平成4年から12年の予定でやっていたものが、県道バイパスを通す計画が持ち上がり用地調整等の協議に時間を要したので、長期化したというようなご説明だったんですけど。道路というのは私たちの感覚で言うと、計画は長いことあるけどなかなかできないという印象のほうが強くて、そんなに急に持ち上がってそんなに急にできてこちらの支障が出たというのは、どうも穿った見方をすると県庁内で横の連絡を取ってなかったんじゃないかという疑いまで出てきてしまうんですけど、ごめんなさい。そのへんはいかがなんでしょう。本当にいきなり持ち上がっていきなりできたんでしょうか、この県道バイパスは。

(農業基盤整備ＴＭ)

いきなりと言いますか、当然この地域は前々から狭い道の生活道路としておりました。ただ効果の中でもご説明させていただいたように、本来ならば県道をつくるということになると用地買収から大変な時間が、ルート設定をして用地買収等大変時間がかかるわけです。今回はほ場整備という換地処分という、いわゆる1つのどんぶりの中へ全部入れちゃって、1つの中でプールして新たに創設する。もう権利関係をなくしてしまうということですね。そういうふうな手法がほ場整備の換地という手法でございます。非常にそういう意味で換地の手法をとらえてやるんだったら短期間でやろうやないかということで、地元がいわゆる県の建設部ですけど、これはわれわれとの所とは違う建設部でございますが、建設部のほうに持ち上がって。

そういう意味では本来ならば長くかかる部分が、まあまあわれわれとしては精力的に運営させていただいたかなと思っているんですが。建設担当のほうと調整を図って、まず規模、ルートの設定をし、そして用地の捻出方法についても創設換地という用地の捻出方法を取らせていただいたということです。ただこれはすぐにできるわけじゃございませんの



で、そういう意味でどうしても2年、3年というか2年くらいどうしても遅れてしまったというところがございます。そういう意味合いでは地元としても道路ができたことで遅れたことは、冒頭でも申し上げましたがやむを得ないのかなということで、ご理解をいただいていると私どもは思っているわけがございます。

(委員)

この地区のほ場整備の計画を立てられた時には、県道バイパスの計画はまだなかったんですか。

(農業基盤整備 T M)

なかったです。

(委員)

なかった。

(農業基盤整備 T M)

なかったです。ほとんどほ場整備がなされたと同時に、あと少し後追いで県道バイパスを何とかしようじゃないかという話になりました。

(委員長)

よろしいですか。委員何かございますか、どうぞ。

(委員)

5頁なのですが。下から2つ目の非農用地創設、多分効果の間違いではないかと思うんですが。

(農業基盤整備 T M)

すいません。

(委員)

この中の右端に県道面積 1.5ha × 云々とあるんですが、前の写真で非農用地の宅地の効果を随分説明されたんですが、この面積の中に入ってないようですが、これでよろしいんでしょうか。

(農業基盤整備 T M)

はい。本来ならそうですね。それもいわゆる県道が面積だけで入れていて、非農用地設定したところの効果をカウントしないでいいんですかということですか。

(委員)

例えばそれは地籍効果の中に含まれていますとか、整理した結果をちょっとコメントい

ただかないと。

(農業基盤整備 T M)

はい。

(委員)

随分説明の中では強調されていたのに、経済効果の中では見えないので。

(農業基盤整備 T M)

ごめんなさい。失礼いたしました。地籍効果の中で 86.3 というのは、そのいわゆる非農用地設定した地域も含めて 86.3ha でございます。ですから農地面積にプラスしております。そういう意味で地籍確定効果がそこで発揮していると。

(委員長)

はい、ありがとうございました。いかがでございましょう。次に進んでよろしいですか。はい。それでは西黒部湛水防除事業でしょうか。ご説明お願いいたします。

(農業基盤整備 T M)

少々お待ちくださいませ。

(委員長)

はいどうぞ。休憩取りますか、5分くらい。では5分休憩取ります。

(農業基盤整備 T M)

申し訳ございません。では5分休憩いただけますか。すみません。

(5分間休憩)

(委員長)

さて、よろしいですか。ぼちぼち始めたいのですが。はい。それでは湛水防除事業でしたね。はい、18 - 1 湛水防除事業西黒部地区のご説明、お願いいたします。どうぞ。

## 18 湛水防除事業(西黒部地区)松阪市

(農業基盤整備 T M)

はい、失礼いたします。それでは引き続きまして湛水防除事業西黒部地区についてご説明申し上げます。松阪市の東部、櫛田川と金剛川に囲まれた国道沿いで大雨ごとに見られる光景が冒頭でございます。湛水状況でございます。次にこういう状況がたびたび出現しております。こんな時は、これは大雨になった時の状況でございますが、この部分が陸の孤島になってしまう。これはこれ以上の状況が最悪の状況になっているわけで、1つの写真で示させていただきます。

次に事業の目的でございます。当地区は櫛田川と金剛川に囲まれまして、下流は伊勢湾でございます。上流はJR線まで1257haという広大な流域を持つ、肥沃な水田地帯でございます。受益地は175ha、赤く囲んである部分が175haの受益地の面積でございます。この地域は湛水の被害に悩まされていたことから、昭和44年から52年にかけて湛水防除事業高須地区という事業で排水機場、800mmのポンプ1台と1200mmのポンプ1台を新設し、地区の湛水被害の解消を図るとともに、ほ場整備事業を実施し、農地の汎用化を促進してきたところでございます。しかし高須町を始めとする下流部に位置する地域におきましては、その後たびたび湛水被害に悩まされているところでございまして、この周辺の標高がマイナス1mから1.5mという状況でございまして、非常に伊勢湾岸の平坦な地域でございます。

湛水の原因といたしましてはいろいろな要素もございしますが、近年の金剛川の本川支川における流域の開発や都市化による流出量が増大するという一方で、河道堆砂が進んで河川の水位が上昇し、河川への自然排水にも障害が起きる。そんなことから排水流域の下流に位置する本地区は、湛水区域や湛水時間が一層拡大してきたというわけでございまして。ここに示させていただいておりますのは、赤い部分が宅地等が開発された部分でして、青い部分は旧来の格好でかなり多くの宅地開発がなされている。宅地面積で申しますと、122haが304.1haという状況。こんなことが1つの開発の1つの状況でございます。

このような排水条件を、湛水の被害の要件をまとめてみますと、そこに示させていただいているように3つの条件があるかと考えております。1つには計画基準雨量が増加したということでございます。この計画基準雨量は30年、3日連続雨量の20年の基準確率ということで、旧来が306.8が、現況が384.1。実は近年の確率雨量を取ると、非常に大きな雨量が近年観測されておりまして、そういう意味合いから最近は多くの雨が降るようになった。そういうことによるものが1つ。

もう1つは今申し上げました宅地開発等が増加したというのが1つ。もう1つは金剛川の支川への排水不良による流域の増ということで。次の写真をお願いします。この写真は黄色の部分が実は51.6haと書いてございまして、ほ場整備で排水系統を変更した部分。もう1つの114haは櫛田川への排水計画として整理した部分。それに加えて赤で囲んでいる部分が、かつては金剛川へ流域を取っていた部分が、河道が堆砂したことで、河道が狭くなった、それによって排水が非常に不良になった。そして湛水時には河川に排水できなくて下流のほうに排水してくる部分が増えたということでございまして。差し引きで申しまして、279.8haが差し引き増えたということでございます。量的に申しますと各々のことで1番が2.34、2番の宅地が0.78、そして稼動が金剛川流域に変わったことから2.66と。こういうふうなことで5.78m<sup>3</sup>が平均的な数値でございまして増えたということでございます。

続きまして事業の進捗状況をご説明申し上げます。当地区は1257haという広大な流域を持つ、県下でも近年まれに見る湛水防除の地域でございます。平成4年に事業が着手し、総事業費18億3千万円で平成10年度までに排水機場が完成し、平成13年で78.2%の進捗をみており、平成15年度以降は排水路工事2560mを残すのみで、平成17年度に完了を予定しているところでございまして。この写真に示すように、手前が高須の排水機場、向こうが新しいのが第2の排水機場でございます。1500mm2台を新たに設置した新設の

部分でございます。

次をお願いします。平成 10 年度に完了しましたポンプですが、このような中の写真を示してございますが。構造的なものをそこに示させていただきます。1500mm のポンプが 2 台座っているわけでございます。次をお願いいたします。事業が長期化した理由でございますが、排水機場の完成と平行して、排水機の用地調査、排水機場は平成 10 年に完成したわけでございますが、排水路の用地調査を実施し買収に取り掛かったわけでございますが、その時には反対者はなかったものの、下流部に位置する 184m の区間におきまして地権者相続人が失踪しておることが判明いたしました。これに解決の時間を要したことでございます。そういう意味で排水路は下流から施工していかないとどうしようもないという原則的なルールがございまして。そんな中で止まってしまったということでございまして。現在不在人の財産管理制度に基づく、不在者管理人の選任を弁護士先生にお願いし、家庭裁判所の中で認められて、現実的に用地買収が完了したところでございます。

そんな中でこれから事業を精力的に進めていきたいと考えているところでございまして。事業の進捗状況の中で、今示させてございますように、ちょうど平成 10 年度までは順調に進んでいたわけでございますが、平成 11 年度から 12 年度、13 年度、今申しました理由の中で頓挫してしまったという、非常にわれわれにとってもハプニングがございまして、この事業が進められなくなったと。お陰で今申し上げましたように、法的な整理ができましたので、買収が完了いたしましたので、これから精力的に事業を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして経済効果の説明でございますが、総事業費といたしまして 1,912,968,000 円、妥当投資額がまた後ほど説明させていただきますが 2,031,727,000 円、投資効率 B/C が 1.06 となりまして、これも多くは突出はできなかったわけですが、一定の投資効率は得ていると考えているところでございます。

被害状況の説明でございますが、1 つにはまず農業被害でございます。5 頁でございますが。農業被害が 95%、それで一般公共被害が 5% ということで、農業事業の湛水防除事業としての要件を得ているわけでございますが。そこに書いてございます 20 年に 1 度起こる確率、ここの確率の字が間違っているの申し訳ありません。率が間違っているのお許しいただきたいと思いますが。確率の洪水に対して予定される農業関係の被害額にしまして、農作物の中ではいわゆる湛水による農作物の減収ということで、水稻 109.1ha に対して 78,531,000 円が想定されます。この想定の方は 20% の収穫ダウンから各々のケースで 70% の収穫ダウンまで考えてございます。109.1ha の中でそのような状況を考えるの数字でございます。

もう 1 つは野菜でございますが、56.9ha。松阪市の近郊として野菜も非常に盛んになっております。とりわけ大豆、イチゴ、ネギ、カボチャ、ナス、キュウリ、冬キャベツ、ストック、花の花卉園芸のストックでございますが、そういうふうなものもやっております。特にイチゴはハウスイチゴが多くなっております。そんなことで野菜については 440,273,000 円、これは 90% がもうだめになるというふうな想定をして算出させていただいた金額でございます。

次に農地の被害でございますが、流域から土砂が堆積して農地がいわゆる土砂でカバーされてしまうと。そういうことで全体の受益地の 40% に相当する 70.4ha が農地としてい

わゆる土砂で堆積してしまうと、これを取り除くことを事業費的に換算したものが555,667,000円でございます。

続きまして農業用施設でございますが、いわゆる水路、農道等が、法面が崩壊するとか、道路の舗装なり法面の崩壊がございます。その延長、受益地の中で10,285mの水路、農道が12,915mございます。それらをカウント、そういう状況を想定して558,662,000円の軽減が可能となります。

もう1つは農業資産でございますが、この地域、先ほど申しましたように農機具、当然農家の農機具。そしてビニールハウス、特にイチゴを多くやっておりますので、イチゴのビニールハウスがございます。そして鉄パイプ式の手法が多いですので、これらが湛水によって壊れてしまうということを想定しまして、農機具55台、ビニールハウス110,200㎡ということで、300,253,000円でございます。

そして一般公共でございますが、これ20年に1度起こる確率、これも字間違えて申し訳ございません。そのようなことで公共施設がいわゆる市道が2,330mございます。これに対する効果、法面とか舗装等87,841,000円。住宅が30戸受益地の中にございます。1戸あたり床下浸水することで35万円、10,500,000円という格好で、合計2,031,727,000円を被害額とさせていただきます。湛水防除事業と申しますのは、実際に起こり得る被害をいわゆる総事業費で割るとというのが1つの手法でございます。そういう意味で2,031,727,000円を1,912,968,000円で除し、費用便益比が1.06になると考えております。これが今申し上げましたビニールハウス等が連立する状況でございます、これはほとんどイチゴハウスでございます。

続きまして、地元の意向でございますが、平成10年度末に排水機場が完成し、排水ポンプが供用開始となりました。下流部においては一定の効果が発揮されておるわけですが、上流域では排水路が改修されていないため湛水被害が生じております。地元から早期の改修を望んでいるわけでございます。今後平成15年度以降の残りの排水路工事を、これが2560mございますが、これを精力的に事業の進捗に努めて、平成17年度の事業の完成を期して事業を進捗させていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(委員長)

各委員の方々、ご意見、ご質問ちょうだいいたします。どうぞ。

(委員)

5頁の所の予想被害額の総括表の箇所比率の所が、全部足して100%になるのですか。私には解らない。この比率の所に書いてある95%というのは何ですか。

(農業基盤整備TM)

はい、申し訳ございません。95%というのは内農作物、内農地、内農業用施設、内農業資産という意味で、すいません。整理の仕方が分かりづらくて、申し訳ございません。

(委員長)

これは確かに内数ということがはっきり分かる整理をしないとまずいな、これは。

(農業基盤整備TM)

そうですね。ああ、そういう意味で。申し訳ございません、分かりづらい表現させていただきまして。

(委員長)

他の委員の方。どうぞ。

(委員)

湛水被害増加の原因という3頁の表ですけれども、先ほどのご説明をお聞きしますと、この3つが大きな原因で流出量が増加して下流へ排水が集中したのでポンプを付けなければいけないというご説明だったと思うんですけど。雨の降り方の変化はちょっと置いておきますね、宅地化の増加とか本川支川のほうの排水不良による、何ですか、要するに川に砂が溜まったということによる農地への湛水被害が増えたということに対する対応策を農業のお金でやっていかなきゃいけないのかなという疑問が1つです。

もう1つ言わせていただければ、原因は何も減っていないとしたら、昭和50何年だかに一度排水機場をつくられたと書いてあります。それから20年くらいですか。また排水機場をつくらなければならないはめになっているとしたら、同じ原因の根本的な削除というのが成されていないようにお見受けしますので、このままの状態が進むと、あと何年後かにはもう1回排水機場を造らなければいけないじゃないかということも考えるんですけども。とりあえず今回の事業で何年間は大丈夫だろうと踏んでみえるんでしょうか。それからその先の今申し上げたような、原因が変わらない以上また同じことが起こるといふことに対してはどういうふうにお考えでしょうか。

(農業基盤整備TM)

特に金剛川への排水が不良になったことを、まず農業サイドとしてどう取り扱うのかということですね、1つお話しね。河川というのは宿命のと申しますか、常に改良をしても代謝する。これは宿命的部分があるかと思えます。そんな中で河川の堆砂が進んできて河川の断面が不足してきたことから。私今回申し上げているのは全ての流域が変わったというわけではないんです。金剛川へは当然排水はしているんですが、金剛川の水位が上がったことで一時期に排水ができない部分が、今まで金剛川の水位が高まったことで、地区内の排水ができないのが下流へ流れてしまう。その下流が高須排水機場のほうへ流れてしまうという事態は、これはじゃあ河川改修をすればいいのではないんですかということになるのか。私どもの立場で申しますと、こういう状況になっているので排水機を増設して排水被害を除去するという考え方。地域もそういう考え方で、松阪市も含めて、いわゆる被害を軽減する手法として、そういうことで全体の軽減方法としては、地域の全体的な合意が得られたというふうにお考えしています。

(委員)

はい。元を断つことを、一切今回の事業の説明の中には入っておりませんよね。原因と

して3つ挙げていただいたその3つをどうするかというお話も、今回排水機場の話なので当然ですけども、何も触れられていない。だとすると、20年前に排水機場を一度つくってもう一回つくらなければならない間の、その間のさらに13年間は事業をしている期間ですね、工期ですね。20年の間の13年間は事業をしてるわけですね。そうするとごく単純に考えると、同じような状況でこれからも進んでいくとしたらひどくなることを想定してないわけですよ。同じで進んでいくとしたら、あと7年後にはまた13年分の計画を立てて、そのあとの13年間は同じような工事をしなきゃいけないのかと。ずっとこれを繰り返すのかという疑問すら湧いてくるんですけれども、そのへんに関しては、何か大きな計画を持ってみえるのでしょうか。

(農業基盤整備TM)

これは計画変更した姿でございますが、一番最新の整備ですべてをさせていただいております。そういう意味合いでは何かかつての計画時の姿というわけではないわけですが、ただ、宅地等がこれからますます増えてくる。そして金剛川の排水不良がさらに進めば、先生ご指摘のように再度また機場を増設するということも考えられるのかなと思います。ただ、今整備している姿はほぼ現実の姿。昨年もしくは一昨年の計画変更した時の姿でございますので、これが当初計画時の姿でございますので、そういう意味では一番最新の姿でございますが、これからの経年の変化に伴って状況が変われば、川の状況が悪くなれば、そのようなポンプ計画というか、排水機場にかかる計画を再度考えなくては行けないのかなという事態が生じるのかなと思います。

(委員)

今の議論は多分河川改修の計画があるのかどうかということだと思うんですね。基本的には河川断面が大きくなったら、今懸念されているようなことは解決するわけですね。したがって河川計画があるのかないのか。いつから事業が出来るのかということを考え、そのタイムラグが例えば生産者、地域が我慢できないズレであればそれは農業側で負担しようという考え方があると思うんですね。それが1年くらい我慢してできるんだったら土木事業でやればいい。でないと二重投資じゃないかという、ご懸念じゃないかなと思います。

(農業基盤整備TM)

われわれこの事業計画にあたって、当然河川改修計画があるのかないのか、まずそれを一番最初に確認したわけですが、河川改修計画が、このいわゆる浚渫とか言われる河道を修正する計画がない。

(事業評価・システム開発TM)

河川の話が出ましたので、これ県の土木のほうで河川管理者でございます。今河道が云々というお話があったんですけども、まず地形的に見て非常に低い土地であるということで、この川は干潮河川でございます、潮の影響によって水位の高さが変わってくる。当然雷水が降りましたら川にはけていかないと、こういう現実がございます。従いまして川をいくら改修しても川の本川が高いと自然排水では非常に難しいということで、ポンプ

排水になるわけです。ただ、ポンプ排水をしている時に、いわゆる一般公共施設の被害が多いということになれば、また別の手法が考えられるわけですが、現在は農地でございますので、農業サイドの被害が多いということの中で、農業事業でもって湛水防除という形の中で排水を行っております。

それと流域の変化というのが、これは確かにございまして。宅地化が進んでおるとか、あるいは宅地化が進むことによって、いわゆる流域に小排水路の排水形態が変わってきて、やはり内水が低い所に集まってくる。当然田んぼが一番低いわけでございますので、田んぼへどんどん周りの水が集まってくると、こういう現実がございます。したがってそういう中で排水機の増強と、こういうものが必要になってくるということで。単純に川を改修すれば、この西黒部の地区のいわゆる農地の湛水がなくなると、こういうことではない。かなり河川改修、力を入れとるわけですけど、川を改修したからといって抜本的な対策にはなっていないということでございます。

(委員長)

私も両委員の言われること思ったんですけど。ただ今のご説明ですと、干潮河川が昨今起きたわけではなくて、これ昔から干潮河川ですから、それは理由になるんでしょうか。むしろ堆積が起きたから排水不良になったので云々の話であって。干潮河川である計画昔からあるので、昔の水は干潮河川であってもはける計画だったと思うのですが。

(事業評価・システム開発TM)

ただ、昔からやはり浸かっておるといいますか、雨が降れば非常にこの地区は一番最初の写真がありましたような、ああいう状態でございます。ただ農業の集約性、より効率的により収穫をあげるという形の中で、やはり従来していたというか、いたしかたないなという部分を改修してきたということでございまして。従来全然浸かってなかったと、こういう状況ではないということでございます。

(委員長)

いや、皆さん。両委員が問題にされているのは、金剛川本支川にはけなくなった。その時に河川サイドとの調整はあったのか。今おっしゃったように河川改修計画はなかった。ですから河川サイドとしては治水に対してそんなに悪影響を与えるものじゃないというご判断。ただの農水としては農地内の水ははけないのでせざるを得ないという、そのところの。いわゆる県庁内での調整とかそういうことのご説明はなかったんじゃないかという。

(農業基盤整備TM)

非常に微妙な部分ではございますが。河川改修としては少々計画よりも水位が上がっても、河川の中の余裕がございます。そういう意味合いから、即それが河川を全面的に改修するに至らないと判断しているのかなと、私はそう思っております。しかし現実には水位が上がると、これはいわゆる受益地内の排水には10cm上がっても非常に大きな状況が生じます。河川としての機能を確保するのは10cm上がったって、一応余裕内の中でカバーできている。そういう意味合いで河川としては改修はしないと、私はそう思っております。



そういう意味合いから改修をしないということで、整理がされたものだと思っております。

そんな中で微妙に 10cm の差ができれば、その分だけはけない状況になってしまいますから、水位が上がればですね。その中でその部分が、先ほど面積の中で整理をさせてもらいました二百数十 ha が下流のほうへ、すべてじゃございません、これは誤解してもらおうと困るんですが、ピーク時の非常に危険な状況の時に高須のほうへ流出してしまうと、こういう状況が顕著になってきたと。最近特に顕著になってきたと、こういうご理解を賜りたいなと思ってるんですけども。

(委員長)

おそらく両委員は今のご説明が前段階にあって、いわゆる河川サイドではそれほどいじる危険性はないと。

(農業基盤整備 T M)

ない。

(委員長)

したがって農地サイドでこれはやらざるを得ないという。いわゆるわれわれサイドから言いますと、県庁のセクションでなくて三重県としてこれはどうだったのか、どういう判定されたのかというご説明が欲しかったですね。

(農業基盤整備 T M)

そうですね。そういう意味合いで地域で被害を軽減する何がいいのか、何を選択するかということから、地域として。それでなおかつ一番困っているところから、大きな声をとということから、湛水防除事業を地域全体として選択させていただいたと。

(委員長)

はい。いかがです、両委員。

(委員)

細かい数字で恐縮なんですけど、3 頁の要因の真ん中で宅地化の話が 182ha プラスになったという数字があるんですけど。これがその前の地図を見た時に、赤の所だけの話なのか、青い所も入れた話なのか。もう 1 つは期間がどのくらいかというのをちょっとお聞かせください。

(農業基盤整備 T M)

では、写真ちょっと出してください。

(委員)

端的に質問の意図を言いますと、2 頁の地図に受益戸数が約 600 戸と書いてあるんです

ね。

( 農業基盤整備 T M )

591 戸ですね。

( 委員 )

それで先ほどのプラスした宅地が 180ha。道路率を約 2 割と見込むと約 150ha が増えているんですね。農家住宅として一反潰れたというふうに数えると約 1500 戸増えることになるんですね。そうすると受益戸数の 3 倍くらいの農家がこのへんに立地しているということになる、農村地帯にそんな戸数ができることを放置しておく、先ほどの委員と同じなんですけど、根本的にいつまでたってもいたちごっこで排水処理し続けられないといけない。これはこの事業だけじゃなくて、宅地開発の話とリンクするんですが。要するに元栓を閉めない、いつまでたっても農業改良区は同じような仕事を続けられないといけないと思いまして、数字の確認をさせてください。

( 農業基盤整備 T M )

委員のおっしゃっているのは、受益地と流域とまず違いまして、流域内の中で、受益地も含めてでございますが、流域内の中で私説明させていただいたのは、既設の宅地 122.1ha、182ha が赤の部分であって、それはほとんど流域内の状況でございます、受益はまた別でございますが、受益の中ではまさに 591 戸でございます。受益はこの部分ですね。写真でいうと、この部分が受益にかかる部分です。

( 委員 )

多分この受益戸数というのは、農地所有者の数なんですね。

( 農業基盤整備 T M )

そうですね。受益中の農家の戸数です。

( 委員 )

したがって私の質問は、多分この流域全体。

( 農業基盤整備 T M )

全体の話ですね。

( 委員 )

集落がばらついてますけど、昔に比べると 2 倍近い宅地化が進んだというわけですね。何年間にこの宅地化が進んだかは分かりませんが、この事業期間ぐらいだと想定すると、10 年とか 20 年くらいで倍増してしまうんだとしたら、宅地化による湛水氾濫というのはいつまでたっても解決できないんじゃないかと思います。

(農業基盤整備ＴＭ)

そういう意味合いですね。はい。まさに私どもも一番危惧しているこの優良の農地でございますが、松阪市街に非常に近接している、最も近接している部分でございます。そういう意味合いで20年足らずの中で、20年から30年ですか、40年、30年足らずの中でこれだけ倍増してしまっただけです。これからは十分想定ができていると考えていますが、われわれとしては優良農地を守ろうという立場の中で、できるだけ優良農地が守れるようなスタイルで、その農地をいわゆる宅地化については、必要な部分、最小限の部分はやむを得ないとして、何とか優良農地を守ろうという姿勢で進めていきたいなと思っております。

(委員)

何か対応策があるのですか。

(委員)

調整区域ではないんですか。市街化調整区域じゃないのかなと思ってお話をずっと聞いていたんですけど。

(委員長)

それは最初に示していただくと、非常に話はスマートにいったんだと思うのです、私も。

(委員)

計画区域内の農地ですか。

(農業基盤整備ＴＭ)

受益は私どもがやっている所は農振法という農業振興地域でございますが、今もおっしゃった市街化地域ではございません。市街化地域ではこういう農業投資はできません。そういう意味合いからいわゆる農業振興地域が、ここにちゃんとありますが、市街化区域というのが例の下の方ですね、ずっと市街化区域。それで今回は農業振興区域というのがそこです。市街化調整区域ですか。当然市街化区域じゃなくて、黄色の所が農用地でございます。農業振興地域。農業振興区域がそこに書いてございますが、これは松阪市の農業振興区域でございますが、農業振興区域がそれです。農業振興区域の中に私どもがやっているのは含まれております。市街化区域ではございません、ということでございます。

(委員)

調整区域である以上、住宅を建てる場合は開発の申請をしないと建ちませんし、開発の申請はかなり私は個人的にややこしいなと思っておりますので、農家の分家扱いと言うんでしょうかね、昔の言い方ですと、ああいう形で昔からそこで農業をやってみえた方の息子さん、娘さんがお家を建てられるというような場合は割合かは許可していただけますけど、そんなに野放図に住宅地が増えるわけがないというふうに、一応私は思っているんですけど、こんなに倍増するんでしょうか。

(委員長)

よろしいでしょうか。原則許可は農業委員会が与えますもので。

(農業基盤整備ＴＭ)

まあ何と言いますか。ただこういうふうな市街化区域を踏まえた調整区域の中で、かたや農用地といっておりますも、どうしても連続的な所については、先生助け舟とさせていただきましたが、農業委員会の中で審査し、1件1件審査する中でやはり宅地等が農地の真ん中には来ないものの、宅地化周辺がやはりだんだんと膨張していくと。そういう実態がこの20年来の実態でございました。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

そうするとこの宅地化の増加の例えば予想っておりますよね。そうするとさっきの金剛川の河道堆砂もそうなんですけど、両方ともある意味では今までの水位を踏まえた予想ができますよね。そうすると例えばポンプを付けた時の何年もつかという耐用年数と計画年数の中で全部計画どおり最後まで役割を果たしてくれるんですか。やっぱりまたさっきの話じゃないけど、そういう計算はしないでさし当たって今の状態でずっとこれだけ機能するんだという計算をするのか、絶対大丈夫、少なくともこのくらいの上昇率でもここまではカバーできるよというふうに考えて。そうしないと例えば20年間で182haの宅地が増加した。そうすると今回守らなければいけない受益面積が175haだというふうな話になってくると、もう何のためにポンプ付けたのかよく分からない。一体農業なのか何なのかみたいな話にもなりかねないですよ。それはちょっと強引な話なんですけど。そのへんの計画を少しお話いただければ。

(農業基盤整備ＴＭ)

今の宅地等は、先ほどと重複しますが、計画変更をした最新の姿でございますので、今の状況で設定してまして、宅地がこれからまた増える、そういう状況になれば状況はまた悪化するというふうに思っております。

この湛水防除事業の性格でございますが、いわゆる他動的要因、この3つが他動的要因でございますが、この3つの他動的要因を現状の旧来の姿、旧来あるべき姿に戻すのが湛水防除事業、事業の性格ですが。そうすると現状ですから、現状を超えた将来を見込んだ湛水防除というのは制度上あり得ないわけでございます。制度がもう少し充実すれば、将来の防災というか、いわゆる開発計画も含めて入れられるような制度がなされれば、ある程度の今おっしゃったようなことにも対応できるのかと思っております。現時点では現在3日間の予定の分が所定の雨量に対して、所定の湛水状況に対してカバーできる水路とポンプであると、こういう位置付けの事業でございます。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

ここのこの事業自体の性格はよく分かります。多分農水省の流れの考え方で捉えている。三重県としては事業評価・システム開発チームというふうなひとつの横のつながりを持っている組織の中で、河川の問題があったり、宅地化の問題があったり、今のこの事業の問題があってということになりますと、今度は多分農業の部分ではなくて、事業評価・システム開発チームのほうとして、例えばこういうある地域の公共事業トータルとしてどのコストが一番安いとか、どういうふうな考え方を持っているかということが問題になると思うんですけど、お考えをお願いします。

(事業評価・システム開発TM)

非常に難しいお話ですが、ひとつの手法でもって地域の浸水被害ということで、いわゆる農業被害だけじゃなくして一般被害も含めた雨水とかあるいは川の氾濫等による浸水被害の防止という観点から若干お話をさせていただきたいと思いますが。従来ですと河川は河川、あるいは今も言ってます湛水防除は湛水防除と、こういうような言い方で取り組んでおたわけですけど。流域全体で総合治水という、今ものの考え方を一生懸命やらせていただいております。例えば河川改修をやりまして堤防を築いていくという、今までの手法がございましたんですが。それではなかなか浸水区域が例えば取られないと解消できないと。

しかしそこで一番守らなければならないのは何かというと、人家密集地であります。旧来田んぼの中で集落が発達してますと、その集落だけがぽこっと田んぼの真ん中にあると、仮にそういう状況あると思うんです。例えばそういう形の集落を優先的に宅地の浸水被害から防止するという観点から救うという方法で、例えば輪中提にしますという方法。あるいはそこに通っている県道を堤防代わりにもう少し上げてやることによって、宅地が浸からなくて済むんじゃないかと。こういうことでいろんな河川改修以外の方法で水をやっていく。

また高速道路を多分今ですと山の人家の所が今まで開発されている所ですので、新しくできる高速道路はどうしても山側へ寄せられると。そうすると山の尾根から尾根へいって谷がすぽっと抜けていくと。そうした時に今まで例えばトンネルなんかで出ました残土でもって埋めるとか、そういうことがあったわけですけども。その森の例えば道路をダムのような形式にしまして、その谷に水を溜めてやりまして一定の大きさの穴を開けておくと。いわゆる自然の中で水位が上がってきても出る量は抑えてしまいますよと。こういったいろんな手法が考えられるわけです。そういったことで総合治水という形の中で取り組んでおはしております。しかしまだなかなか目に見えてといいますか、その事業が進んでない、みんなで手を組まないといけないということがございますから。

それで今直轄事業と一緒にやりまして、東紀州の紀宝町に新宮川の支川で相野谷川という支川がございます。そこでその総合治水の一環といたしまして、いつも浸かっておる鮎田という地区があるんですが。そこで輪中提で巻きまして、河川改修以外の方法で守るようなことを現在取り組んでおるような状況でございます。まだ数が少なくて胸張って言え

るほどのところまでは来てないんですけど、そういう取り組みをいたしておるところでございます。

(委員)

私たちが今もうここまで出かかって言えないと思っているのは、ただこの地域にしてみたら長いスパンで優良農地なんだから、住居を建てるのをちょっと制御できないかなということのを簡単に言ってるだけじゃないんでしょうかね。それをまず問い掛けていきたい。住宅が増えていくのを長いスパンでだんだん制御していけないのかなということなんですよ、優良農地を守るために。

(委員)

答えとしては市街化規制することです。もう1つ言いたいのは、この事業はほとんど地元負担ゼロでやりますね。防災というのは生命、財産の安全を守るという立場から、公共的に負担して当然やって然るべきだと思います。でもこの論理構造からいうと、自分で原因を作っておいて公共的な負担で安全をなくしてもらおうという仕組みになってますね。具体的に言うと、本当はハザードマップのようなものを書いたら住んでいけない所じゃないかなと思うんです。そういう所に住んで内水氾濫の原因を作った人がいながら、それをよその地域の税金で問題解決するという構造になってはいないかということなんです。

ここで毎秒約 5.78m<sup>3</sup> の出水に対して、宅地化による原因は約1割だから問題ないというふうに考えたらこの論理でいいんですが、やはり1割も原因を出しているんだから何らかの負担をせよという論理もあると思うんですね。もうこれ以上は市街化をやめて、原因を取っ払うというのが1つですね。もう1つはいろんな事情で、住む必然性があるという場合があると思うんですね。その場合は住んでいただいて結構なんだけど、内水氾濫の原因を自分でなくしていただく。具体的に言うと敷地内遊水機能とかですね、そういうものを持ってここに立地しないと本当は住んではいけないという考え方があると思うんです。

地価が相当安いと思いますので、例えば遊水機能のコストを入れていただいたのが市街化する適正な地価だというふうに考えると、その差額は内水排除のために自己負担していただくという論理も成り立ちますよね。そういうチェックをした上でこれは当然公共で面倒をみるべきだという論理構造になったらこれでいいと思うんです。自分で原因を作っておいてそれを税金で面倒みってもらうという構造のままやっていると、もう20年経つともう1回かさ上げかポンプの強化をしないといけないということになってしまわないでしょうか。

(農業基盤整備TM)

先生のおっしゃっていることは、自分たちで原因を作っておいて、それを公共という中でまたやるのは理不尽じゃないかとおっしゃっているんだと思うんですが。

(委員)

内水の流出量の1割、5.78の約0.78だから1割。これはやっぱり当然公共で面倒みるべきだという論理があれば、当然認めることになると思うんですが。そのへんがよく理解

できないままだと、10年後か20年後かに宅地化が進めば、もう1回再投資する、そういう仕組みになってしまう。この事業単独で、しかも10年スパンくらいでみたらこの論理は成り立っているんですが、もう少し長い目を見た時にこのやり方がいいのかという確認をしたい。

(農業基盤整備TM)

はい。乱暴な言い方ですけども、実は今までの湛水防除事業の多くの要因が、いわゆる宅地化というのがほとんどの要因の中でいつも出てきている要因の1つでございます。これをわれわれとしては宅地化をしたのは農家だけではなくて、不特定多数の人たちが宅地化をやっているんだ。そういう意味で全体的により広い意味の立場でそれをカバーしなくちゃいけないんじゃないかという精神のもとで。農家に、今先生がおっしゃったように農家に負担のかからない、事業としてはしかし農地を守る、農地被害を軽減する、農業被害を軽減するという大義名文の中で農業的な農水省の事業として対応させているという現状でございます。シビアな意味で、そこまで果たして原因者がどうなんだというところまでは、実は考えていないというかですね、私が言った程度の中身の、そういう意味の公益性を考えている程度でございます。

(委員長)

おそらく今の制度上では、小出さんのおっしゃったとおりだと思うのです。ですからわれわれとしてはこれを意見書に書かせていただくということでいかがでしょう。これはすぐ改善とかそうなるものじゃないんですけど、われわれサイドとしては今委員のおっしゃったようなこと、今後ぜひ県に望みたいということで、意見書で引き取らせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。他にこの湛水防除事業についていかがでしょう。それからさっきと同じように、事業費の内訳をご用意ならば。

(農業基盤整備TM)

すいません。申し訳ございません。未だ用意できておりません。

(委員長)

それでは次のご説明に入っていただくんですが、ちょっと委員の方々、私が大見栄きって5時までなんて言いましたけれども、ちょっと終わらないんですが、いかがでしょう。もし何かこれから仕事にアポが入っている方は、仕事ご優先で結構でございますので。もう1時間少し、よろしゅうございますか。それではすいませんが、続きまして今度は農地開発ですか。ご説明お願いいたします。

(農業基盤整備TM)

はい、申し訳ございません。それでは川島地区の農地開発についてご説明申し上げます。少々お待ちくださいませ。伊勢北部、ごめんなさい、手元に。

(委員長)

ええ。伊勢北部は頂戴しまして、今ご説明の黒部が。

(農業基盤整備 T M)

黒部、ごめんなさい。

(委員長)

それで今、川島頂戴しましたので。

#### 16 県営農地開発事業(川島地区)四日市市

(農業基盤整備 T M)

そこで、その表、見ていただければ、委員の方いかがでございましょうか。そのような状況で、ほとんどすべて終結に近づいてきている事業でございます。これを一刻も早く完成させていきたいと思っているところでございます。

はい、それでは申し訳ございません。農地開発の川島についてご説明申し上げます。農地開発事業川島地区は四日市市近郊の国道1号及び名阪国道の中間に位置した丘陵地でございます。地区を二分するように北勢バイパスが計画されております。本地区の大半は未墾地でございます。農業としては谷地田での水稻、丘陵地を利用した伊勢茶、タケノコなどの栽培が見られているものの、一筆面積が小さく地形勾配が急であるなど農業作業が非常に困難でございまして、効率化、安定化にとって支障となっておりますところでございます。周囲が都市化の進む中であって農業用土地資源であります農地の点在する山林を対象といたしまして造成を行い、この農地開発事業を契機としまして農業経営の経営規模の拡大及び生産組織の確立を図りながら、都市近郊農業としての産地形成を旨ざしていきたいと、こういう目的で事業を実施しているところでございます。

事業の内容でございますが、本事業の受益面積は70.3haでございます。内訳といたしましては造成工、農地を新しく造成する部分が44.6ha。区画整理工、点在している水田とか畑を集積しながら整地をするという、いわゆる区画整理工が25.7haでございます。これらの農地の造成及び区画整理をするとともに、道路工、排水路工、用水路工、そして防災施設、調整池を含めて4箇所の整備を実施していきたいと考えております。今図面の中にはそれぞれの事業のプロセスについての写真を提示させていただいております。ほぼこれが出来上がった今の状況の写真で、航空写真でございます。

事業の進捗でございますが、事業の進捗につきましては総事業費3,021,000,000円で、平成13年度末時点の進捗率が95%となっております。すでに主要工事でございます造成工事は平成13年度に完了してございまして、今後パイプラインの用水工事、そして幹線道路舗装、そして土壌改良工事、その他補完的な工事を実施し、平成14年、そして15年ですべてを完了していきたいと考えております。またこれらの工事と平行しまして、事業の最終段階であります換地業務でございますが、平成15年度にこれも完了していきたいと考えてございます。この写真に示させていただいておりますのが、中央に北勢バイパスが通り、赤い所がこれから説明させていただきますが茶の部分、そして黄色い部分が畑地の部分、そしてピンクの部分の水田でございます。



経済効果でございますが、費用対効果につきましては1頁の表にございますように、工事費が3,021,000,000円、事務費を含めまして3,172,050,000円。関連事業費でございますが、これは三重用水を取水するという事で団体営への事業が256,300,000円で実施されております。そういうことからトータルで申しますと、3,428,350,000円でございます。後ほど説明させていただきますが、妥当投資額が3,499,492,000円、投資効率B/Cが1.02という非常に厳しい状況になってございます。

10頁をお開けいただきたいと思うわけでございますが、作物生産効果といたしましては既成の水田もでございます。そんな中で用水路、排水路等が整備されるということ。そしてもう1つは造成された畑でのお茶の他野菜を中心とした営農を、これから営農計画の中で実施していきたいと考えておまして、こういうふうな作物生産効果が見込めるということで、お茶につきましては特にこの周辺お茶所でございます。認定農業者も何人かいらっしゃいまして、そんな中でお茶の生産を、作付を増やしていきたい。そこに数字書いてございませぬが、お茶の作付増としまして11.4haを考えてございます。そして野菜としましては馬鈴薯の作付を9.1ha、それからキャベツにつきましてはこれも9.1ha実施していきたいということで、年総効果額で166,504,000円を見込んでおります。

農業経費節減効果、これはまた後ほど次の頁でご説明申し上げます。農業経費節減効果でございますが、これについては今までの水田の中で条件が改善されるということで、大型化ができるということで、水田の機械化等に対する軽減でございます。これが11,077,000円でございます。

維持管理費節減効果でございますが、これは造成された農道、用水路、排水路等の管理でございますが、今回新たに道路用水路が、今までほとんど道路程度しかなかったのが増えたということでございますので、マイナス要素として-6,499,000円実際にかかる。これ現実に川島土地改良区からの実績をここに入れさせていただきました改良区経費でございます。

更新効果でございますが、既設道路の中で道路が一応あったと、旧来の道路だけあったと。道路に関するものが新たな対象になりました。これは818,000円、微々たるものでございますが。

そして災害防止効果でございますが、これは急傾斜地付近に一般の家屋が何軒かございます。その家屋を今回の工事、事業によりまして、土砂崩壊の危険区域から守ることができるということから、対象農家42民家を想定いたしておまして、ちょっと一番最初の所を見てください。この今ポイントをしている所でございますが、この地域狭間町と申しますが、この狭間町は背後に急峻な山地を控えて非常に危険地域でございます。ここが農地造成することによってだいたい40mくらい、エレベーションで申しますと40mくらいカットすることができる状況でございます。そんな中で今回受益戸数42戸をカウントしておりますが、34,282,000円の年間の防災効果をあげてございます。

非農用地創設効果でございますが、先ほど説明させていただきましたが、この北勢バイパスが中央に創設するという事でございまして。これも用地買収等スタンダードな手法でいけば大変費用のかかる所でございますが、換地の手法で非常に省力ができるということから8.7haが非農用地創設ということで、年間で申しますと1,298,000円の減額になるわけでございます。

安全性の向上効果でございますが。これはガードレール等を設置することにより安全性が増したことで、年間で申しますと 1,236,000 円でございます。年間で申しますとそういうことでございます。

地籍確定効果でございますが。11.38ha に対して地籍効果が生じています。非農用地も含めまして地籍効果が算定されまして、1,422,000 円。計 213,469,000 円という年総効果額が計算することができます。そこで今までの手法でございますが。資本還元率、これは 50 年を考慮してございます。50 年に対して建設利息率。そして 213,469,000 円を年総効果額を分母といたしまして、妥当投資額が 3,499,492,000 円でございます。それを最終的に B / C にさせていただきますと 1.02 という格好になるわけでございます。

次の頁は、11 頁には生産効果算定をしてございます。そこでは水稲からキャベツ、なばな、馬鈴薯。そして畑につきましては、馬鈴薯、キャベツ、白菜、人参、大根各々の 9.1ha を 3 ブロックに分けながら営農計画を立てておりまして、品目としてはそこに書いてございます作物を想定しております。それともう 1 つはハウスとしましてはハウスねぎ、ハウスホウレンソウを、ねぎについては 2 ha、ホウレンソウについては 1.5ha。それと一番大きな茶でございますが、農地造成のほうでは畑に対して 11.4ha。もう 1 つはかつての土地改良、上のほうが土地改良、下が農地造成でございますが、かつての樹園地もでございます。そういうものも含めて 8.7ha と 11.4ha で 20.1ha ということで、茶園の整備を考えているところでございます。

効果額についてはそこに書いてございます 1 つずつを積算しているところでございまして、最終的にはその作物生産効果は 166,504,000 円を最終的な合計として挙げさせていただいております。

続きまして営農計画でございますが。全体が図面に示させていただきますように水田を 13ha と位置付けております。茶は先ほど申しました 20.1ha、普通畑が 32.1ha でございます。ハウスは 3.5ha、貸し農園として 1.1ha も考えております。全体としては、お茶は、川島地区は全体的なお茶どころでございます。認定農業者 3 名を含む 5 名が中心となって、更に栽培面積を拡大していきたいということで、そこに書いてございますような方が現実に対応していこうとしているところでございます。畑でございますが、担い手農業生産組合でございます「川島農業生産組合」を平成 14 年度中に立ち上げ、農業改良普及所 J A と連携を取りながら野菜の生産に本格的に取り組んでいきたいと考えております。都市近郊ということもございまして、消費者ニーズを焦点にしながら低農薬とか有機栽培を視野に入れた高付加価値の農業の展開ということを計画しているところでございます。次には各々の生産組合の中心になっていただく人を挙げさせていただいております。導入作物はそこに書かせてもらったようなものでございます。

水田につきましては転作という話もございますので、3 つのブロックをローテーションしながら、転作には野菜を、そして水田を 2 対 1 の割合でブロックに分けながら転作、さらに裏作を実施したいと考えております。ハウスについてはネギ・ホウレンソウ、先ほど申し上げたことでございまして、有機栽培もしくは低農薬を視野に入れながら進めていきたい。貸し農園についても付近には住宅団地等も隣接している所もありまして、貸し農園等もこれからの話でございますが、実施していきたいというふうに土地改良区と今計画しているところでございます。

川島地区の土地利用促進協議会というのが実は事業実施とほとんど平行しながら 63 年 12 月に設立いたしました。下に書いてございますように営農班とか堆肥班とか交流班の中で、特に営農班の中で先ほど示させてもらったような営農を推進していこうと。そして堆肥については循環型農業を確立するということから、低農薬そして有機的な、有機栽培を視野に入れた作物残差等をどのように堆肥化していく、そういうところを研究しております。交流班につきましては市民農園とか直販施設を具体的にどのようにしていくのか。これからの話でございますが、そんなことも地域と一体的に今検討しているところでございます。

次に地元の意向でございますが、本事業に対する地元の意向は 13 年度に造成工事が完了いたしましたして、全体の姿が見えてまいりましたことから、営農意欲が高まってきておりまして、現在申しました営農計画についても非常に積極的に議論していただいております。そんな中で換地業務を早期に進め、営農組合を設立して、15 年度事業を完了したら即そのような状況の中で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今後の方針でございますが、工事はそういう意味で、今パイプライン工事が実施できなくて最終の状況になっております。具体的な営農ができなかったというのは、パイプライン工事が最後になってしまったというところが一番大きな原因でございます。そんな中でパイプライン工事が済めば今申し上げたような営農が可能になるという、そういう状況になるわけでございまして、この 2 ヶ年でパイプライン工事を完了させて、所定の換地計画、営農計画ができるように、早期の事業完了をさせていきたいと考えておる次第です。以上簡単でございますが、全体の説明でございます。

(委員長)

ありがとうございました。農地開発ですけれども、各委員のほうからご質問、ご意見頂戴いたします。どなたからでも。はい、どうぞ。

(委員)

大きく 2 つ質問があります。1 つ目は土木的な話、2 つは営農計画の話です。まずは土木的な話からですが、6 頁にほ場の区画の説明があるんですが、3 反区画が常識だと思うんですけど。この場合水田は 1 反なんでしょうか。

(農業基盤整備 T M)

区画整理で水田は 1 区画 30 a でございます、3 段長辺が 100m でございます、短辺が 30m でございます。ですから 1 区画 3000 m<sup>2</sup>ということで、一般的な水田として整備してございます。そして畑、そこに書いてございます黄色い部分でございますが、長辺を 100 m、そして短辺を 60m ととってございます。また畑についてはフラットというよりも下に書いてございますように山なり整地といいますか、平均的には 2 % から 5 % の勾配を持って考えてございまして。どうしても畑はいわゆる勾配をもって排水をよくするというのも 1 つの耕地整理の基本でございます。そういう意味から 2 % から 5 % にしておりまして、面積的にはほぼ畑地整備について、もしくは水田整備については一般的な手法ではないかと考えているところでございます。

(委員長)

委員、今のご説明でいいですか、面積は。

(委員)

結構です。ちょっと私のほうが誤解していました。単位を見間違っていました。次が営農計画で12頁なんです。非常に精力的に取り組まれるということで、非常にいい計画になっているなという印象を受けます。1つは畑が土地利用計画を入れると23haで9人がやられると1人当たり約2haですよね。露地でやる場合1人当たり2haというのはどういうふうに見たらいいのか。これで十分食えていけるくらい生産高があるのか、ちゃんと作付けできる規模なのかどうかを少し教えてください。それから水田、特にハウスの担い手が書いてないのはどういうことでしょうか。労働集約型だと非常に手間のかかる農業形態になると思うんですけど、そのへんで担い手がいない、明記してないというのは、露地に比べるとちょっと弱いなという気がするんですが。その2点、お願いします。

(農業基盤整備TM)

9人で1人当たり、ちゃんとそれで食えていけるのか、生業としていけるのかという判断ですか。

(委員)

例えばキャベツなんかどうなるのでしょうか。

(農業基盤整備TM)

すいません、先生。ざっとした説明でさせていただきますが、11頁をお開きになっていただきたいのですが、その中で、生産効果の算定の中で、畑の中で造成畑126,324,000円が年総効果額になってございます。その中で9人今われわれ考えてますのは、一応ざっとしたのでは1億でございます。1億を9人で割ると1100万円くらい。このような状況で行けば、計画通りに行けば、畑においてはすべてこの9人でやっていこうと今しておりますので、収益的な面から申しますと1千万を少しオーバーするような収益が上げられるのではないかと考えているところでございます。

ただ、ハウスは誰がするのかというわけでございますが。実はこの地域ハウスに対するこういわゆる、今までそういうふうな谷地田で水田であって、そういうふうな経験がなくて、いまいまだ固定していないというのが実態でございます。これからハウスは入れていきたいとは言っているものの、人間が固定しないとこれから実際にできないので。これをハウスに対する人間も固定しながら、担い手でございまして、固定しながらもう少し確実なものにしていきたいと考えているところでございます。

(委員)

もう1つ質問し忘れまして。ここは三重用水の受益地になりますね。

( 農業基盤整備 T M )

はい。

( 委員 )

仮定の話なので恐縮なんです。もしここを非農用地化しようとした場合、三重用水の受益という立場からいうと、どういう対応が可能なんでしょうか。要するに受益地から外れる場合に。

( 農業基盤整備 T M )

非農用地というか、農地を転用するという意味合いですか。特に農地開発をした所については、農地転用はできない。8年とかそういうものでもなく、できないと考えてます。われわれは例えばほ場整備などをした所で、8年経って転用した事例はございます。ただ農地開発をして農地造成をした所、これは基本的には転用はできません。ただ1つ転用が許されますのは、いわゆる行政とかそういう所、町とか全体が総合開発という立場の中で、新たな計画が許されるというとまた語弊があるのかわかりませんが、あればそれは検討材料になると、多目的な利用ということで。そういうことで行政なり地域全体がいわゆる集団的な部分で、虫食いの話じゃなくて集団的に転用をと、これも将来の話ですが、なれば検討の要素はあるという程度のこととございまして。農地開発というのは非常に厳しい縛りがございます。そういう意味合いから個人レベルで転用するという事は、これはとてもできませんということとございます。

( 委員 )

そうすると7頁の絵でいいますと、造成部分がちょっと理解しにくいんですが。普通畑と茶畑は造成畑でこれは転用不可。そうすると水田の所は、これ土地改良か何かでしょうか。

( 農業基盤整備 T M )

区画整理でございますね。

( 委員 )

区画整理。そうするとここは転用の可能性があるんですか。

( 農業基盤整備 T M )

これをひと通りの農地開発事業として、われわれ位置付けておりますので。シビアに言う区画整理と造成の所ということの言い方は、私冒頭でちょっと曖昧な表現を申し上げましたが、いわゆるこの地域は全体の農地開発事業として位置付けておりますので、すべてがというご理解を賜りたいということだと。

( 委員 )

それは文書で事務的に担保されますか。

(農業基盤整備 T M)

はい、ございます。農水省からのそういうふうな指導もございます。

(委員長)

はい。他にご意見いかがでしょう。どうぞ。

(委員)

当該地は昭和 63 年のいわゆる着工時から比べると、周辺は非常に宅地化が進んでいるだろうと思うんですね。確かに生産計画でのスタート時というのは、非常にこれそれぞれの農業者の氏名まで記載をされていて妥当だろうと思うんですが。やはり高齢化とか少子化とかサラリーマン化とか、将来に渡って非常に不安があるような感じがするわけなんです。貸し農園というのは周囲の状況から見ると非常に借り手が多だろうと、このように察せられますが。全体の生産計画を将来に渡ってある程度見守っていくといいますが、そういった考え方といいますが必要性というのが非常にあるように思うのですが。どのようなお考えしてみえるでしょうか。

(農業基盤整備 T M)

私どもは完成と同時にこの営農計画がすぐ 100%フル活動するとはとても思っておりません。徐々に徐々にグレードアップしていなければいかんものだと思っております。そんな中で一番重要なことは土作り。土がなかなかできてないので土作り。そういう意味でいわゆる堆肥班、そういうことも意識して堆肥班というのがあるわけですが、この人たちは土作りをしていくための手法を考えようということでございます。これは総合的に地元の土地改良区とかその営農組合だけが実施できるものじゃなくて、県の普及センター、そして J A、そして当然行政。そんな所と総合的に常に密接に連携を取りながら、技術提供もさせていただきながら、営農計画フルに、ここに掲げさせていただいた人たちが担い手となりながら、われわれ行政としては精一杯の支援をしてみたいというふうに考えているところでございます。

(委員長)

ようございますか。はい、他にご意見。どうぞ。

(委員)

ちょっと僕はこれあまり詳しくないんで。これは国、県、市が、四日市市も負担があるのですか。最終的に農家はないのですか。

(農業基盤整備 T M)

負担割合でございますね。

(委員)

負担割合をちょっと教えて。

(農業基盤整備ＴＭ)

総合補助率で申し上げさせていただきたいと思います。土地改良と実は農地開発とは各々の率が違いますので、総合補助率で申し上げますが。国が 48.8%、県が 27%、市が 13.3%持っております。そして地元が 10.9%。こういう状況でございます。

(委員長)

それでよろしいですか。はい、他に。どうぞ。

(委員)

私この事業を拝見した時に 30 億を 180 戸の農家が受益を受けるということで、かなり法外なというか、戸数が少ないわりにはかなりのお金がかかる事業だなと最初思いました。これはやはり本来営農のモデル地区にするというような気持ちがあって、かなり巨額なお金を投下されたのかなということを考えたりしたんですが。そのへんを少し説明していただきたいのと。それから先ほどからずっと事業費の紙がなぜかはさみ込まれていなかったのは、これは何か事業効果ばかりに目がいってしまって、事業費を節減しようとか、そういうような目線が少なかつたのではないのかな。今まで他の事業では結構いろいろ事業経費を節減しようというような努力があるのですが、こちらのこの農地とかに関してはちょっとそういう眼差しが少なかつたのかなというようなことを思ってしまって。それはちょっとした感想なんですけど。そこのところを思ったのです。

(委員長)

今のは感想でよろしいですか。

(委員)

ちょっと感想というか、ちくっといったところなんですけど。

(委員長)

それではちょっとちくっと。

(委員)

具体的な質問に変えさせてもらいますと。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

総事業費 30 億ですね。農家負担が 1 割で 3 億ですね。さっき 50 年償還って言われたんで、50 年で割ると農家何軒分か分かりませんが、年間 600 万円を農業生産で返すわけ

ですね。これ農業生産で返せるかという質問だと思うんです。

( 農業基盤整備 T M )

それについては、ちょっとお待ちください。11 頁をお開けいただきたいと思うんですが、11 頁に生産効果等を算出している所で、年効果額というのと、その隣一番右端の項でございますが年増加所得額という 2 つの項がございます。これは年効果額というのは純粋な利益、利潤でございますが、年増加所得額というのは労務賃、農家の人たちの労務賃を含んだいわゆる所得額でございます。そういう意味で生産物の中ではまるっきり年総効果額と一致する部分もございますが、一致しない部分もということで、いわゆる年増加所得額というのは、いわゆる労賃も含んだ所得ということで、実は 281,136,000 円年増加額をそこで算出しております。

そうしますと次の元にちょっと戻っていただきたいわけですが、9 頁をご覧になっていただきたいわけですが、9 頁で実は所得還元率というのがございまして、その所得還元率の前に年償還額。先生ざっとおっしゃいましたが、実は 40,186,000 円年に償還することになります。そうすると  $\div$ 、と申しますのは年総増加所得額です。これが 289,045,000 円。  $\div$  = 13.9% です。要は農水省がわれわれが事業をする 1 つの目安でございますが、いわゆる償還にかかる部分ですね、これが 40% 以下であれば償還額としては妥当なものというふうに考えてございます。1 つの目安でございますが。そういうところで、償還額大変な 10 . 何% と申しましたが、そんな中で 13.9% であれば償還としては可能なことかなというふうなことで、判断をしておるところでございます。

( 委員長 )

いかがでございましょう。今のご回答で。返せるという。

( 農業基盤整備 T M )

結論的には返せるという結論です。

( 委員長 )

数字をとられている判断基準に従えば、40% 下であれば返せる。

( 農業基盤整備 T M )

返せるという表現でございます。

( 委員長 )

他にどうでしょう、ご意見。ようございますか。委員どうですか。

( 委員 )

これ写真を見せていただくと、最初工事の始まる前の写真というのはほとんど山林で、中にいくつか水田が見受けられるという状態で、それがもうほとんど営農に使えるような農地に全部開発した。農地を開発したんだと、新たに、というような計画だと思うんです



よね。今までほとんど取れていなかった所から作物が取れるようになるわけですから、大変収益が上がるのかなと思って見せていただくと、投資効率が 1.02 ということで。これ結局工事費がすごく高いからこうなるんだろうなというふうに、私は感想を持ったんですけども。ここまでして山を切り開いて農地をつくらなきゃいけないのかなというのが、ごくごく素朴な疑問でして。何か地元の希望がありましたのでということも、前ちょっとお聞きはしましたけれども。今こういう時にこういうバイパスの周囲という、こういう場所に三十何億かけて農地を新たにつくらなきゃいけないのでしょうか。すみません、質問になってないかもしれませんが。

(農業基盤整備 T M)

非常に最も基本的な所を突かれているわけですが、冒頭私目的の中でも申しあげましたように、都市近郊型農業としての 1 つのロケーションとしては非常にいい地域でございます。そして茶というもう既に専門的にされている、そういう地域でもございます。そして農業についてはこれからお茶の人たちを含めて全体的に拡大していきたいと。都市近郊農業として拡大していきたいという強い思いがございまして。そういう意味で要望を受けて実施したと、われわれ申し上げたわけですが、先生おっしゃっている 1.02 という非常に厳しい効率の中であえてと申しますと、それ以上説明もできないんですが、この地域はさらに何ていうかアドバンテージの高い地域であると、四日市という大消費地を控えて、さらにやりようによっては非常にこの営農計画以上の効果が発揮できる地域ではないかというふうに思っております。

こんな言い方はおかしいですが、いわゆる都市から遠く離れた辺地な所をするというのではなくて、こういうふうな有利な地形を生かした農地開発ということから、行政的にもやはり積極的に取り組んで、先ほども委員がおっしゃっていましたが、農地開発のモデルケースとして優良農地をこれからの農業経営の 1 つのモデルケースとして、ここを発展させていただきたいという行政的な思いもございまして。そういうところが総合的に事業化ということに踏み切ったというところでございます。

(委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(委員)

これモデルケースということは、モデルというのは後に続くものに見せていくというふうなことが前提ではないとモデルもくそもないわけですがけれども。その後こういう非常に例えば数字的にはさっきの償還の数字も 13.幾つで農林省の基準に非常にいい数字で。今言われたように都市に、四日市に近いということで。今の農業がその距離が近い評価をどうしていくかというのは、僕はちょっと疑問には思うんですけども。ともかく近郊農業としてお茶とか進めていく。1 つの理想として上手くいくだらうという話なんですけど。であれば同じような条件の所が出てくれば、まだまだこういう考え方というのは取れるわけですか、県としては。今のお話であれば非常に理想的で、こういうやり方をやっていても他でも効果があるという捉え方だと理解できたんですけど、そのへんはどうですか。

(農業基盤整備ＴＭ)

モデルケースと申しましたのは、都市近郊の農地開発をする１つのモデルとして全国的にも発信していけるいい場所かなという意味合いでモデルケースと申し上げたところがございます。ただこれから農地開発がどうなっていくのかという問いに対しては、農業事業が非常に厳しい中で、現実農地開発に手を上げている地区もない状態。今のところ三重県にございません。他の所ではないわけでございます、そういう意味ではこれからわれわれが感じているのは、最後の農地開発かな。ただここではそういうふうな優れた地理的条件もございますので、何とか成功をさせていきたい。水も三重用水という安定取水ができておりますので、農家についてもこのようなセットもできておりますので。ぜひ全国に発信できるような農地開発のモデルケースとして、これを発展させていきたいと思っております。

(委員長)

ようございますか。それでは次に進ませていただいて、よろしゅうございますか。次は２本続けてのご説明でよろしいですか。

委員の方々すいません。このまま突っ走りますのでよろしくお願いします。

## 20 揮発油税財源身替農道整備事業(磯部浜島4期)磯部町、浜島町

(むらの活力づくり支援ＴＭ)

まず、１番の事業の概要でございます。地域の現状として、当地域では、その気候と風土を生かし、水稻の他に施設園芸作物としてメロン、いちご、野菜として大根、各種畜産(乳牛・豚)、花木としてストックなど活発な生産活動が行われています。

特にメロンは南張メロンとしてすでにブランド化されており、以前は東京築地市場を中心に出荷していましたが、現在は鳥羽志摩地域のホテル等からの需要が多いため、ほとんどが贈答品等になっております。

しかし、現状の農道は狭小で歪曲しており、農産物、農業資材の搬出入には多大な労力と時間を要しています。

このため、大型農機の導入、農業用施設(ライスセンター、野菜集出荷場)への流通経路の確保、農産物の生産コスト低減、品質の向上などによる農業経営の安定化を目指して、磯部・浜島両町にまたがる農地276haと農村地域を結ぶため、浜島町迫子を起点とし、磯部町穴川の国道167号との交差点までを磯部浜島地区L=7.4kmとして(全体)計画されました。

地域の平等性の確保や事業の進捗を図るため、4つの地区に分割して着工しており、磯部浜島四期地区につきましては、町道山原・迫子線の両町境付近を起点として磯部町穴川付近町道沿いまでの区間L=1.5kmで事業を実施しています。

平成11年度の公共事業再評価委員会におきまして路線検討の提言をいただき、既設町道を利用した拡幅改良路線とするよう平成11年度に事業計画を変更しました。

この路線変更により、用地買収の面積及び工事切土量が当初計画より少なくなり、建設コストの低減が図れます。

2番の事業計画進捗状況でございます。磯部浜島四期は事業量(延長)1.5kmを計画し、平成4年度より事業を実施しており、平成13年度末までの進捗率は、事業量で30%、事業費で40%となっています。

全体路線では既に磯部浜島1期地区が平成8年度に、2期地区が平成13年度に完了しており、3期地区を本年度平成14年度に完了する予定となっておりますところでございます。

3番の長工期となった理由でございます。磯部浜島4期地区が平成4年度に事業に着手してから現在に至っておりますのは、用地買収に際し、地権者の多くの方々には買収にに応じてくれましたが、現地と法務局備え付けの図面とに相違があり、用地境界の確定及び分筆登記に日時を要しました。また、極力このような土地を避ける路線の選定にも時間を要しました。

工事に関しましては、建設残土が多く発生したため、その処分地の選定確保に日時を要しております。なお当地域の現況道路は狭く、工事中の進入路に利用できないため、本工事の完成部分より順次工事中の機械や資材、残土等の搬入搬出をしながら工事を進める必要がありました。また、この入り口1期地区でございます。そこに伊勢志摩国立公園内の地域指定地域があり、慎重かつ詳細な協議が環境庁との間で必要とされております。このようなことから、やむを得ず工期が長くなっておるところでございます。

4番の効果といたしまして、農業効果といたしましては、農道の整備により、営農にかかる時間が短縮されるとともに、収穫した農産物を農業施設へ、また農業施設から市場への輸送においても輸送車両の大型化、スピードアップが図られるなど、生産性の向上と流通の合理化がなされております。また、農産物の荷傷みが防止されるなどの効果が図られ、農業施設への集出荷が容易になり、品質の向上、販売力の強化などが可能となります。

その他の効果と致しまして、計画ルート周辺には、志摩スペイン村・合歓の郷があり、この施設へのアクセス道路としても期待が高まっているところでございます。更には隣接地域への連絡道が海岸沿いに展開されている本地域では、内陸部に整備される本農道は、台風や津波等災害時の緊急車両用道路としての役割が見込めるなど、農村地域の生活環境の改善にも大きな役割を果たすことが期待されております。

経済効果でございますけれども、本事業による経済効果の効率は地区全体で算出しております1.95となります。内訳としましては、総便益が87億8千万円、総費用が45億円、費用便益比B/Cが1.95となります。なお、この詳細につきましては別途説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それとコスト縮減、環境対策といたしまして、地元の方々の理解を得ながら、現場で発生した残土の処理場を極力現場の近くに求めるとともに、再生材を積極的に活用しコストの縮減に努めているところでございます。また法面保護は、草、花、木々類による緑化を施しているところでございます。

今後の方針としまして、今まで時間を要した用地の確保について、残る路線は公団混雑地を避けて計画しており、早急に用地を確保することとしております。また、既に完成している磯部浜島地区1期地区1.3キロ、2期地区3キロと今年度完了する3期地区1.6キロを併せ、5.9キロ81%が完成となるわけでございます。地元からも、この農道に対する期待が大変大きいことから、今後も事業の実施を継続し、早期に完成供用できるよう全力を尽くしてまいりたいと思っておりますところでございます。

それでは経済効果のことにつきまして、少し詳細に説明させていただきます。

(むらの活力づくり支援Ⅰ)

失礼をします、3 頁をお開きいただきたいと思います。便益の一覧表を付けてごさいませけれども、生産性の向上につきましては、農業の効果を反映させていただきました便益でございます。農道の整備によりまして、輸送車両の大型化による総台数の減少、あるいは輸送距離の短縮、スピードアップによりまして走行時間が短縮されます。それらに関わります労働時間が短縮される便益が、労働時間短縮便益でございまして 73 億円。それからそれらに伴います車両走行経費自体も節減されます。それが、生産経費節減便益でこれが 7.6 億円でございます。

一方、一般交通を対象としましたアクセス環境効果の向上。道路が整備されることによりまして、スピードがアップされ移動時間が短縮されます。それらに伴う労働経費等が節減できまして、それがアクセス時間短縮便益として表してございまして 5.3 億円。それに伴います車のランニングコストも節減されます。それがアクセス経費節減便益 0.6 億円。それと道路整備によりまして道路環境が改善されます。それによりまして交通事故が減少する。あるいは、自然環境への負荷が軽減されるということで、交通事故減少便益と環境改善便益を、それぞれ計上させていただきますと、トータルに 87 億 8 千万円という便益が出ております。

一方、コストにつきましては、磯部浜島全体ではじいておりますので、1 期～4 期地区の建設費が 42 億円。その関連としまして、一部ふるさと農道も同時に進めておりますので、ふるさと農道の事業費が 1.5 億円。建設事業費としては合計 43.6 億円。それらの農道を供用後 40 年間維持管理する経費が 1.3 億円。ということで費用につきましては、45 億円となっているところでございます。このうち生産向上効果のうちの労働時間短縮便益と、それからアクセス時間短縮便益につきまして、もう少し詳しい表を 10 頁に付けてございましてご説明申し上げます。

4 頁をお開きいただきたいと思います。生産効率向上便益、労働時間便益でございませけれども、時間短縮便益は整備前の労働時間費用から整備後の労働時間を引きまして求めております。労働時間費用につきましては、労働時間に労働時間単価をかけて算出しております。労働時間の算出におきましては農業輸送時間の所要時間。これにつきましては、下に書いてありますように 1 次、2 次、通作交通に分けております。それと荷物の積み卸し時間、それと通作交通併せまして労働時間を出しております。1 次輸送につきましては農地から農業施設への輸送を算出しております。2 次輸送につきましてはその農業施設、または直接生産される農家から市場への輸送を算出しております。通作につきましては日常農地等を管理するために農家から農地への耕作作業の移動をカウントしております。

いずれにつきましても、すべて延台数がベースになっておりまして、延台数にそれぞれの短縮時間をかけて費用を算出しておりますので、延台数の算出手法につきまして次頁、5 頁に挙げさせていただきます。5 頁を見ていただきますと、当地域で生産される、あるいは産出される品目別のトン数を算出させていただきます。

それぞれ作物、あるいは輸送品目によりまして、積載率がこれは国の調査に基づいて決定されておりまして、水稻であれば 95%、もう少し量の張る、例えばストックでしたら

75%というふうになっております。それらを併せまして1次車両の相対的な相乗、積載率を75%と算出しております。

2次輸送につきましては、同じように83%と算出しております。1台当たりの積載を決めるのに動力運搬車でございましたら、最大0.15トンですのでそれぞれ1次輸送、2次輸送の積載率をかけて、1次輸送でございましたら0.113トン1台。2次輸送でしたら軽トラックが最大積載量は0.35トンでございますので、83%の積載量をかけて1台当たり0.291トンという1台当たりの積載量を求めております。

その下、輸送台数の算出でございますけれども、1次輸送の整備前では、これは農家の方々の聞きとりをして比率を決めておるわけでございますけれども、年間当地区で12,696トンを8割が動力運搬車で、2割が軽トラックで運搬されておりますので、それぞれの年間輸送量を1台当たりの台数で割りまして、年間の延台数を求めております。整備後では、一応農家の方々の期待値、あるいは過去の統計値を求めまして整備することによって、輸送運搬車が大型化できるということで、動力運搬車が1割、軽トラックが3割、2トントラックが6割という数値で運搬をいたしております。

2次輸送につきましても同じように、それぞれの算出される運搬量を1台当たりの積載量で割りまして年間の延台数を求めております。通作につきましては、これは国で統計をとって調査された数値がございまして、1ha当たり年間230回の日常の通作が必要であるということで対象面積をかけまして、整備前と整備後のそれぞれの車種の年間延台数を求めております。これが年間のそれぞれの車種の台数をまとめた表でございます。

4頁に戻っていただきますと、まず上の農業輸送の1次でございますけれども、先ほど求めました年間の軽トラックと動力運搬車の年間の延台数が出ております。整備前は既設の町道等を通りますので、農地から農道施設へ運ぶのに2.5キロ。まあ、この距離が求められております。それから走行速度としては、動力運搬車で5キロ、軽トラックで20キロの速度が期待できます。従いまして距離を速度で割って延台数をかけまして、輸送の時間を算出してあります。それから積卸ですけれども、これも一応国で調査されて決められて、動力運搬車につきましては1台当たり0.3時間、軽トラックにつきましては0.4時間というのが決められておまして。それらに年間延台数をかけまして積卸時間を積算いたしております。その輸送時間と積卸の合計が1次輸送では148,560時間、時間単価が1,795円と決められておりますので、年間で2億6600万あまりの労働時間経費が出てきます。

一方、整備後につきましては先ほど申し上げましたように、道路が整備されまして車両が大型化される。それから整備をすることによりまして、距離が2.3キロに短縮される。一方、道路が整備されることによりまして運搬車両の速度アップも期待出来るということで、それぞれはじきますと労働時間費用が6800万円と言う数字になっております。同じように以下2次輸送、通作について、それぞれ整備前と整備後の数字をはじかしていただきまして、最終的に農業効果としまして整備前が3億、整備後が1億、従いましてその差額が年間で2億3千万になっております。

もうひとつ当地区は農地と農地の間が山間地を通っておりますので、林業の下刈り、伐採作業、あるいは伐採木の搬出という効果も見込んでおまして、これが0.2億円。併せまして年間便益が2億5千万という数字をはじいてあります。現在2億5千万でございますけれども、年々効果額が減少してまいります。道路につきましては、40年間の耐用年数

を見込んでおりますので、供用後 40 年分の目減りした効果をすべて足した数字が現在価値合計の 73.769 億円というふうに算出したしております。これが農業における効果でございます。

一方、一般交通に伴います効果につきましては、6 頁に挙げさせていただいております。アクセス時間短縮便益だけを挙げさせていただきましたが、整備前、整備後これ整備されることによって従前の道路が入口から出口まで至りますのに 8.6km、整備することによって短縮されて 7.4km に延長が短くなるわけでございます。

走行速度につきましては国道、県道につきましても農免も同じ 40km を期待しております。乗用車、小型普通貨物車につきましては、交差部分で現道の交通量調査をしまして、農道へ流入率から求めてはじいてございます。整備後につきましては 20 年後の台数を推定するわけですが、当地区の場合は全体台数が少のうございますので、20 年後の台数も現在も変更がないというふうになっております。

アクセス時間につきましては、それぞれのアクセス時間に台数をかけまして、年間の時間数に置き換えております。整備前につきましてはトータルで 35,628 時間、整備後につきましては 30,656 時間と算出しております。

単位費用につきましては、それぞれこれも国で示されておまして。毎分 1 台当たりのお金が出ておりますので、時間当たり経費に換算しまして、それぞれをかけております。その結果、整備前が 1.3 億円、整備後が 1.1 億円、年間で 0.19 億円の便益が上がるということでございます。これにつきましても現在の価値が 0.19 億円でございますので、供用開始後 40 年分のすべて足しますと 5.394 億円というふうになっております。以上 2 項目についてご説明申し上げましたが、その他の項目についても同じような形で算出しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

## 2 1 広域農道整備事業（伊賀 3 期地区）伊賀町、上野市、青山町 （むらの活力づくり支援 T M）

それでは引き続きまして広域農道整備事業伊賀 3 期地区につきましてご説明申し上げたいと思っております。

（委員長）

よろしくお願ひします。

（むらの活力づくり支援 T M）

まず、1 番の事業の概要でございます。地域の現状といたしましては伊賀地域は中山間盆地地域でありまして、三重県内では唯一海に面していない地域でございます。地域の重要な生活基盤である道路は中央部を東西に縦貫する産業動脈である名阪国道。南部に国道 165 号線が整備されているものの、歴史的な背景から城下町、上野市街地を中心とした放射状の道路網となっており、上野市他 1 市 3 町 2 村を相互に連絡する基幹道路が未整備な状況でございます。また、人家連担部を通る幅員狭小な区間にあつては交通渋滞等の障害が生じております。

一方、伊賀地域は古琵琶湖層の堆積土である肥沃な土壌や、昼夜の気温差が大きい内陸

性の気候など、農産物の栽培に非常に適した地域であり、9,000ha の広大な農地で農産物が生産されています。このうち 6,000ha の農地で作付されている伊賀米は、特に自主流通米市場に県内産と区分上場されている伊賀コシヒカリを始めといたしまして、アスパラガス、きゅうり、トマト、イチゴ、馬鈴薯などの野菜。菊、グラジオラスなどの花卉花木。それから青蓮寺の巨峰としてブランド化されたブドウあるいは梨、柿などの果実。そして松坂牛と同様に古くから高級肉としてブランド化された伊賀牛など、味のある高品質なものが数多く生産されております。

また大都市である大阪や名古屋へは 1 時間あまりと近く、食料を新鮮で安定的に供給する位置にあります。しかしこのように自然風土や地理に恵まれた立地条件を地域の基幹となる道路が未整備なことから、最大限に発揮できない状況にあります。このことから効率的な輸送体系の確立、地域交流の拡大など地域の活性化を進める上からも、伊賀地区内を回廊的に結ぶ道路の一日も早い実現が待たれていたところがございます。広域農道の伊賀地区全体といたしましては、伊賀地域の生産団地の育成助長を図り、生産性の高い農業振興を図るため、生産から流通に至るまでの広域的な体制づくりが必要であり、農産物の流通の合理化、農業施設の広域的利用と生産環境の近代化を図り、併せて地域の利便性の向上を図るため、広域の農地を対象に広域営農団地整備計画を策定しました。

広域農道整備事業、通称伊賀コリドールと呼んでいるわけがございます。それは地域の農地を結び各営農団地、農業施設を有機的に連絡させるため。その営農団地整備計画に位置付けられた基幹となる道路 91.8 km、内農道の区間としましては 46.3 km の整備を行うものでございます。またこの道路整備では、農道の新設区間ばかりではなく既設農道の改良や国道、県道、市町村道を有機的に組み合わせて利用するよう計画しており、地域の一体的な発展を図ることをねらいとしております。

その中で伊賀 3 期地区でございます。広域農道伊賀地区の事業を進める上で地域の平等性を保ち、かつまた事業の進捗を図るために事業区間を 3 つに分けて実施しております。この中で今回対象となりますのが、広域農道整備事業伊賀 3 期地区でございます。伊賀 3 期地区は伊賀の東部、青山町、上野市、大山田村、伊賀町の営農団地を連絡するために計画されており、青山町を起点とし上野市、大山田村を經由し、伊賀町に至る全延長 25.5 km の区間でございます。この区間でも県道、市町村道、15.1 km を有効に活用し、農道としての新設延長は 10.4 km で車道幅 5.5 m 全幅 7 m の 2 車線農道でございます。農道の整備は農業の振興や農村の生活環境の改善を図ることを目的としておりますが、このルート沿線にはスポーツセンターや青少年野外活動センター、また霊山寺遺跡があり、豊かな自然環境や伝統文化を多くの方々に提供出来るほか。農村と市街地のアクセス時間の短縮が図られます。また本ルートは名阪国道上柘植インターチェンジにも直結しており、都市へのアクセス向上がより一層図られるわけがございます。

2 の事業計画進捗状況でございます。延長 10.4 km を計画し平成 4 年度より事業を実施しており平成 13 年度末までの進捗率は事業量で 57%、事業費で 63% となっています。また県道、市町村道を含めた全延長 25.5 km のうち、70% に当たる 17.9 km がすでに供用されております。

3 番目の長工期となった理由でございます。平成 4 年度に事業を着手してから 10 年を経過し現在に至っておりますのは、伊賀地域の営農団地を連絡させ、生産、流通の両面から

高生産性を図ることを目的として、地域の営農状況や農村の生活圏、事業の難易度などを考慮して地区の設定をしましたが、施工延長が 10.4 kmあるわけでございます。県と致しましても限られた予算配分の中で、早期に事業が完了するよう努力しているところでございます。

用地の取得についてでございますが、伊賀地域は大阪、名古屋に近く地理的条件も恵まれており、バブル期には上野新都市や森永エンジェルの森などが計画され、それに便乗する形で原野商法による土地の売買が盛んに行われました。その結果、対象筆数の増大や県外の地主が非常に多くなり買収交渉に多くの時間が必要となりました。また当地域には、公図混乱地域も多く存在し、その解消となる公図訂正に日時を要しております。また、計画路線は国道 165 号、163 号、県道など主要道路を 3 箇所。また河川を 11 箇所横断します。更に近鉄大阪線を橋で跨ぐことから、このような重要施設への取り付けや横断に当たり当該関係機関との協議調整や許認可に予想以上の時間を要しました。

4 番の事業の効果といたしまして、農業効果といたしましては、農業用施設利用の広域化や高性能大型農業機械の利用率向上、荷傷み防止による商品化の向上など生産性の向上が図られます。更に農産物の輸送における、車両の大型化やスピードアップなど流通の合理化が図られます。また関西や中部の大市場へのアクセスも良くなり農産物等の販売が促進されるわけでございます。これら営農作業の効率化が図られることから、担い手の育成が促進されつつあるわけでございます。

その他の効果といたしまして都市へのアクセスが良くなり農村の生活環境の改善が図られるほか、渋滞箇所が解消され交通事故の減少などの交通環境の改善が図られます。更に都市と農村の交流が容易になり、農村の持つ豊かな自然環境や伝統文化など資源の有効な利用が見込めるとともに、都市住民には潤いと安らぎを感じる空間がより身近になることとなります。ということで経済効果といたしましては、伊賀コリドール全体で算出しております。総便益 879 億 8 千万円、総費用が 397 億 7 千万円、費用便益費 B / C は 2.21 となっております。

コスト縮減でございますが、コスト縮減につきましては計画から施工に至る各分野でのコスト縮減に努めておるわけございまして、主なものといたしまして、工事により発生した残土をほ場整備事業の床上土に使用するなど、他事業との連携により効率的効果的に処分を行っております。また、伐採木など現場で発生した木根類をチップ化し、法面保護工事に使用することにより、木根類の産廃処理費及び法面保護工事費を縮減しております。なお、他の現場より発生したチップ材の使用も今後予定しており、今後も更にコスト縮減に努めることとしております。

また環境対策としましては、工事区間及びその周辺において環境調査を行うとともに、伊賀地域の民間有識者と県民局で構成する公共事業環境検討協議会に図り、環境に配慮した設計工事に取り組んでおり、希少動植物保護はもとより道路側溝には小動物が上げれる施設を設けています。また法面の保護として極力植生を施すこととしております。

今後の方針でございますが今まで時間を要しておりました国、県道への取付け、あるいは河川横断、近鉄横断線を跨ぐ橋などの実施に伴う関係機関との協議調整や公図混乱地域の解消についての作業は順調に進めており、平成 15 年度には、ほぼ完成する見込みとなっております。現時点で伊賀 3 期地区の 70%はすでに供用しており、営農作業や通勤など



の日常生活道路として有効に活用されており効果が出てきておるところでございます。

本地区は、伊賀地域全体の生産基盤と生活環境等の一体的な整備を総合的に進めて行く基幹となる事業であるとともに、2市3町2村が連携して事業に取り組んでおり、市町村合併の推進にも寄与するのではないかと考えておるところでございます。

また、伊賀7市町村間の生活面、文化的な交流の促進にも繋がることから、地元民から大変要望の強い事業であり。既に供用された区間では地域の方々が花を植栽するなど愛着を持たれる道路となっておるところでございます。こうしたことから今後も事業の実施を継続し、早期に完成供用出来るよう全力を尽くしてまいります。

続きまして、経済効果の分についてもう少し詳細な説明をさせていただきます。

(委員長)

経済効果ですけど、おそらくこれさっきの説明と内容同じなんですが、ポイントはさっきのようにエンドエンドではなくて今度がコリドールですから計算上、何が特徴的に違うのかということをご説明していただければ。

(むらの活力づくり支援T)

はい、分かりました。委員長言われる通り算出手法は全く一緒でございます。ただ、この地区につきましては4頁を開いていただきたいと思いますけれども、先ほど説明にございましたように東部に名阪国道、南部に国道165号線がございます。この2本が市場への基幹道路となっておりますので、流通としましてはこの道路に挟まれた4分割にして、効果をはじいてございます。今回の場合はこの3区間が、ほぼこの伊賀3期地区に該当しますので伊賀3期地区の数値を挙げさせていただきました。1番下に小さく表がございませけれども、それぞれ1区間、2区間、3区間、4区間併せました費用便益を示させていただいております。アクセス機能向上便益につきましても同じように4区間に分割しまして、それぞれの区間で算出した後、4区間分を合計して全体の費用便益といたしております。

それからもうひとつ便益は今申し上げた通りでございますけど、費用につきましては広域の1期、2期、3期、全体。それから関連事業としまして、先ほど申し上げましたように建設区間もございませますので、その費用も併せたコリドール全体の費用として計上させていただいてB/Cを算出させていただいております。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ご説明ありがとうございました。2つ続けてですけれども、委員の方々ご意見、ご質問ございましたら頂戴いたします。どこからでも結構です。前後関係なくどうぞ。

(委員)

伊賀のほうですけれども、道路事業としては、一定の妥当性があるんだろうなと想像するんですが、3頁目になるんでしょうか、カラーで色刷りになってて、赤っぽい所が今回のたぶん対象区域。3区間の中で下のほうと上のほうに少し赤っぽい所があるんですが、そこが今回の広域農道じゃないかなと思うんです。ここを農道整備で整備したほうが妥当

であるという説明があんまりなかったんですね。この道路整備全体としてどのくらい費用便益があるかという説明はあったんですが、ここをどうして農道として整備するのか、一般の道路事業では、なぜいけないのかというのが理解しづらいので、補足説明をお願いします。

(むらの活力づくり支援TM)

特にこの農林区間でございます、真ん中のほうは市町村道なり主要地方道で整備されておるわけですが、その伊賀町のほうとか、あるいは上野市から青山町にかけてでございますけれども、農地が非常にこちら辺でまとまっております、本来はずっと農道で整備すればいいんですけれども、こういう国道とかあるいは県道とか市町村道が整備されておりますので、農道でそういう多額な経費をかけるよりも、その整備された道路をですね、有効に活用したほうがいいんじゃないかと。経費の節減にも繋がるということで、これはたまたま市町村道を逆に利用しておるという状況でございます。

(委員)

初めから農道ありきだったらそういう説明になると思うんですが。例えばこの赤い区間も、道路事業、県道で整備したらどのくらい費用かかって、農道でやったらどのくらい費用かかって、こっちのほう有利だよとかですね。あるいは冒頭に説明があったんですけど、農地がどの範囲なのかあんまり良く分からないんですが、例えば伊賀町の所なんか相当山間に入って行く所で農地ってあまりないのではないかと。そうするとどうして農道整備で整備しないといけないのかというのが良く分からない。

もう1つは一般道路と農道だと道路基準が違いますね。例えば勾配が違う、あるいは歩道が出来ない。こういう地域の基幹道路になると、歩道もないような道路でいいのかなとか、逆に思ってしまうんです。農道で整備する場合のネガティブなこと、費用的にはこっちのほうが良いというポジティブな、両方勘案してこれで妥当であろうという判断をすべきじゃないかと思います。そういう意味ではまだちょっと情報が足りないんで判断しきれないです。

(むらの活力づくり支援TM)

まず、2つ目の質問のほうからですが、歩道の必要な所につきましては、別途事業で、例えばこの伊賀2期地区のほうを、ちょっと見ていただきたいんですが、今ポイントにしております、この地域につきましてはですね、広域農道と併せて歩道も必要だということで、ふるさと農道整備事業ということでの歩道設置も計画しておるわけでございます。ただ、全部が全部ですね農林で農業用道路で歩道が必要かということ、やはり歩道をどれだけ利用するかというような、そういう利用量といいますか、それらが多いところはやむを得ず、歩道が出来るわけでございますので。まあどっちかということと山間地域での歩道というのは非常に難しい、というようなことでございます。

それともう1点は、最初の質問はですね、何で農業用、農林のほうで道路をつくるんかというお話でしたけども。1番最初に申し上げましたようにこの伊賀地域約9,000の農地があるわけですね。その農地の優良な農地ですね営農を高めるために、あるいはそう

いう輸送等も含めて利便性を高めるためにですね。農業用の道路として計画されたわけでございますので。まあそういう面からいきまして逆にいいますと、例えば県道のバイパスになるような所であれば、県土整備部の県道の整備として一緒にやっていくというような計画になっておるわけでございます。

(委員)

今の説明が、なかなか判断できないんです。例えば3頁目の色刷りの絵がありますけど、集団的農地が一体どこにあるのかが分からないですね。例えば伊賀町と上野の境に堆肥供給センターとか大規模乾燥、ちょっと字が小さくて読めませんが、集出荷場とか書いてある。これはむしろ一般道の所にひっついていないか。赤い所は生産施設とあまり関係ない所走ってるじゃないかという印象を受けるのです。そうすると別にここはむしろ黄色の路線を延長させたほうが、伊賀のインターに行く所だから随分一般車両走るだろうから、交通事故のないようにするためには、一般道でつくったほうがいいんじゃないかというふうに思ってしまうのですが。例えばここに集団的農地を書くとか。あるいは農振地域を示すとかですね、そういうこととしていただかないと、直感的な印象ですけど山の上ばかり走っているような気がするんですね。

(むらの活力づくり支援TM)

申し訳ございません。地域が広ろうございまして、それをこういうふうな縮小した図面に書いてございますので、非常に分かり難いと思うわけでございますので。もう少し大きな図面では、その農地は、受益地はピンクで色塗りするとかですね、そういう図面がございまして、それを、こういう大きな図面がですね、ございましてこれを。

(委員)

回覧をしていただけますか。多分歩道がないとかですね、道路構造令が一般道と違うので、農道で整備したほうが一般道で整備するより安上がりになるだろうと、思うんですが。農道で整備するという、要するに農業の論理があまりよく分からない。

(むらの活力づくり支援TM)

この伊賀3期地区は、道路構造令に基づいて設計されておまして。3種4級ということですね、設計速度40kmということで計画しておりますので、建設部の道路と級数が3種4級であればですね、同じ基準で実施しているということでございます。

(委員長)

ちょっとよろしいでしょうか。ずっと聞いていたんですけども、実は今のご意見もそうなんですが、事前に説明いただいた時も、おそらく各委員から相当質問が出たと思うんです。前半の説明でもそうなんですけれども、その事前に説明いただいた時の質問に対する、こう説明の仕方というんでしょうか。それが何か私さっきから初めから聞いて非常に不十分だったと思うんです。今のご質問は事前の時に農地はどこにあるんだという質問で確実に出ておった質問ですので、それに対する答えはご用意願うのが当然じゃないか。い

まだもってそれが分からないというのは、おかしな話で。事前にわざわざ来ていただくんですから、その説明に対しては、きっちり説明してあげたほうが時間の節約にもなりますし、次回からよろしく願いたいと思います。

(むらの活力づくり支援TM)

申し訳ございません。以後気を付けます。

(委員長)

他にいかがでしょうか。他によろしいでしょうか。いかがですか。

(委員)

ちょっと効果とは別の部分で。先ほど伊賀地区の所では個別の環境対策みたいなことをスライドで、拝見したんですが。どちらかということこの磯部・浜島地区というのは、国立公園の中だと思んですけど、環境省とクロスする。そのへんで具体的にそういう環境対策とか事前の検討とかっていうのを、ちょっとご説明いただければと思います。

(むらの活力づくり支援TM)

ちょっとお待ちください。これ非常に見にくいのですが、磯部・浜島地区の環境配慮ということですね。吹き付けをやっておるんですけども、その中にですね、花の種を入れまして、ちょっと黄色い花が法面に咲いておるかと思うんですけども。こういうこともやっているということでございます。

(委員)

その花は何の花なのですか。よろしいですか。前ここでもお願いしたと思うんですけど、やはり国立公園の中を通るような部分、特に自然の景観が重視される国立公園の中を通る場合は、花で飾るというよりはなるべく地域の植生を使っていこうというのが、最近では環境保護団体なんかでもですね、地域植生をそこにどう使うかというよりも、外来植物をいかに入らないかということですね、非常に努力をしているわけでございます。もちろん単価の問題とかございますけれども、基本的には景観的に花を咲かせるからいいというものではなくて、環境対策というならば地域のこうこうこういう植生があったから、それをなるべく使ったほうがいいというふうなのが本来の環境対策と、もし緑化であればですよ。そんな感じがするんですけど。ありがとうございました。結構です。

(委員長)

はい。さて後ご意見なければ、休憩をして意見書の取りまとめに入りたいんですけど、よろしいでしょうか。たいそう時間を長引かせて申し訳なかったんですが、ただ今からちょっと休憩いただきまして、意見書の作成に入りたいと思いますので。何分ぐらい、どうでしょう。そうしますと再開を。もし早くなるようならばまたすぐ入ってまいりますので、一応ここでは午後7時10分から再開ということで、よろしく願います。

(委員長)

それでは再評価審議に関わります意見書がまとめられましたので今から読ませて頂きます。

## 意 見 書

(平成14年度第1回)

### 三重県再評価審査委員会

#### 1 経 過

平成14年7月22日に開催した平成14年度第1回三重県公共事業再評価審査委員会において、県よりかんがい排水事業、ほ場整備事業、湛水防除事業、農地開発事業の各1箇所、農道整備事業2箇所の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

#### 2 意 見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

##### (1) 農業農村整備事業

県営ほ場整備事業(伊勢北部地区)

湛水防除事業(西黒部地区)

については、平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、農地等の区画形状の変更、その他のほ場条件の整備により農業生産性の向上を図るため事業継続を了承する。

については、平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、近年の湛水規模の増大に対応し、農地及び公共施設の湛水被害を防止するための事業の必要性は理解し、事業継続を了承する。

ただし、計画の策定に当たっては、他事業とのコスト比較を含め、総合的な治水の考え方を整理すべきである。また、当効果を長期間発揮させるためには、流域内の土地利用計画との整合を十分に図るよう努めるべきである。

##### (2) 農道整備事業

農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業(磯部浜島4期地区)

広域農道整備事業(伊賀3期地区)

については、平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、生産コストの低減等農業経営の安定化を図るといふ事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、事業継続を了承する。

しかしながら、路線全体の完成に長期を費やしていることから、工期短縮をはかり、早期に効果を発現するよう、また、事業完了後の実績評価にも努めるよう求めるものである。

また、において国立公園内での事業であることから、環境に十分配慮すべきであり、特に法面緑化においては、原則として地域植生の利用を図ること。

### 3 継 続 審 議

かんがい排水事業（鈴鹿川沿岸地区）

農地開発事業（川島地区）

については、審議未了のため、次回再審議とする。

以 上